

(注) アンダーラインを付した部分は、改正部分である。

改 正 後	改 正 前
第10条の2から第15条まで((特別税額控除及び減価償却の特例))共通関係 (特別償却等の適用を受けたものの意義) 10の2～15共―1 減価償却資産について措置法第10条の2第1項、第10条の3第1項、第10条の4第1項、第10条の5第1項、第10条の6第1項、第11条から第13条の4まで、第14条の2第1項又は第15条の規定による特別償却額又は割増償却額を必要経費に算入していない場合であっても、その年分の確定申告書にその特別償却額又は割増償却額の繰越しに関する記載、明細書の添付等があるときは、その減価償却資産についてこれらの規定の適用を受けたものに該当することに留意する。 (償却不足額の繰越しをする場合の償却限度額の計算) 10の2～15共―2 措置法第10条の2第1項、第10条の3第1項、第10条の4第1項、第10条の5第1項、第10条の6第1項、第11条から第13条の4まで、第14条の2第1項又は第15条の規定による特別償却額又は割増償却額の償却不足額の繰越しをする減価償却資産につき、そのよるべき償却の方法として定率法又は取替法を採用している場合の償却不足額を生じた年の翌年分の当該減価償却資産の償却限度額の計算の基礎となる普通償却額は、その償却不足額が既に償却されたものとみなして定率法又は取替法により計算した場合の当該翌年分の普通償却額とする。	第10条の2から第15条まで((特別税額控除及び減価償却の特例))共通関係 (特別償却等の適用を受けたものの意義) 10の2～15共―1 減価償却資産について措置法第10条の2第1項、第10条の3第1項、第10条の4第1項、第10条の5第1項、第10条の6第1項、<u>第10条の7第1項</u>、第11条から第13条の3まで、第14条の2第1項又は第15条の規定による特別償却額又は割増償却額を必要経費に算入していない場合であってもその年分の確定申告書にその特別償却額又は割増償却額の繰越しに関する記載、明細書の添付等があるときは、その減価償却資産についてこれらの規定の適用を受けたものに該当することに留意する。 (償却不足額の繰越しをする場合の償却限度額の計算) 10の2～15共―2 措置法第10条の2第1項、第10条の3第1項、第10条の4第1項、第10条の5第1項、第10条の6第1項、<u>第10条の7第1項</u>、第11条から第13条の3まで、第14条の2第1項又は第15条の規定による特別償却額又は割増償却額の償却不足額の繰越しをする減価償却資産につき、そのよるべき償却の方法として定率法又は取替法を採用している場合の償却不足額を生じた年の翌年分の当該減価償却資産の償却限度額の計算の基礎となる普通償却額は、その償却不足額が既に償却されたものとみなして定率法又は取替法により計算した場合の当該翌年分の普通償却額とする。

(常時使用する従業員の範囲)

10の2～15共―3 中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律(平成3年法律第57号)第2条第1項第1号から第3号まで、中小企業経営革新支援法(平成11年法律第18号)第2条第1項第1号から第3号まで、中小企業の創造的事業活動の促進に関する臨時措置法(平成7年法律第47号)第2条第1項第1号から第3号まで及び中小小売商業振興法(昭和48年法律第101号)第2条第1項第1号から第3号までに規定する「常時使用する従業員の数」の意義については、10―8の取扱いを準用する。

第10条の2((エネルギー需給構造改革推進設備を取得した場合の特別償却又は所得税額の特別控除))関係

(中小企業者であるかどうかの判定の時期)

10の2―1 措置法第10条の2第1項第4号に規定する中小企業者に該当するかどうかは、その取得し、又は製作した機械その他の減価償却資産で措置法令第5条の4第9項に規定するものを措置法第10条の2第1項かっこ書に規定する製造業、建設業その他政令で定める事業(以下10の2―2及び10の2―4において「対象事業」という。)の用に供した日の現況によって判定するものとする。

(常時使用する従業員の範囲)

10の2～15共―3 中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律(平成3年法律第57号)第2条第1項第1号から第3号まで、特定産業集積の活性化に関する臨時措置法(平成9年法律第28号)第2条第5項第1号から第3号まで、中小企業経営革新支援法(平成11年法律第18号)第2条第1項第1号から第3号まで、中小企業の創造的事業活動の促進に関する臨時措置法(平成7年法律第47号)第2条第1項第1号から第3号まで、中小小売商業振興法(昭和48年法律第101号)第2条第1項第1号から第3号まで及び漁業再建整備特別措置法(昭和51年法律第43号)第2条に規定する「常時使用する従業員の数」の意義については、10―8の取扱いを準用する。

第10条の2((エネルギー需給構造改革推進設備を取得した場合の特別償却又は所得税額の特別控除))関係

(中小企業者であるかどうかの判定の時期)

10の2―1 措置法第10条の2第1項第4号に規定する中小企業者に該当するかどうかは、その取得し、又は製作した機械その他の減価償却資産で措置法令第5条の4第9項に規定するものを措置法第10条の2第1項かっこ書に規定する製造業、建設業その他政令で定める事業(以下10の2―2及び10の2―4において「対象事業」という。)の用に供した日の現況によって判定するものとする。

また、措置法第10条の2第1項第5号に規定する承認事業者等に該当するかどうかは、その取得し、又は製作し、若しくは建設した機械その他の減価償却資産で措置法令第5条の4第10項に規定するものをその事業の用に供した日の現況により判定するものとする。

改 正 後	改 正 前
(事業の判定) 10の2-2 措置法第10条の2第1項第4号に規定する個人の営む事業が対象事業に該当するかどうかは、おおむね日本標準産業分類(総務省)の分類を基準として判定する。 (注) 措置法規則第5条の7第1項第5号に掲げる「サービス業」については、日本標準産業分類の「大分類H 情報通信業」(「中分類³⁷ 通信業」を除く。)、<u>「小分類 693 駐車場業」</u>、「中分類⁷² 宿泊業」、「大分類N 医療、福祉」、「大分類O 教育、学習支援業」、「中分類⁷⁹ 協同組合(他に分類されないもの)」及び「大分類Q サービス業(他に分類されないもの)」(「小分類 831 旅行業」を除く。)に分類する事業が該当する。 (その他これらの事業に含まれないもの) 10の2-3 措置法規則第5条の7第1項第2号かっこ書の料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブに類する事業には、例えば、大衆酒場及びビヤホールのように一般大衆が日常利用する飲食店は、含まれないものとする。 (廃 止)	(事業の判定) 10の2-2 措置法第10条の2第1項第4号に規定する個人の営む事業が対象事業に該当するかどうかは、おおむね日本標準産業分類(総務省)の分類を基準として判定する。 (注) 措置法規則第5条の8第1項第5号に掲げる「サービス業」については、日本標準産業分類の「大分類L サービス業」に分類する事業が該当する。 (その他これらの事業に含まれないもの) 10の2-3 措置法規則第5条の8第1項第2号かっこ書の料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブに類する事業には、例えば、大衆酒場及びビヤホールのように一般大衆が日常利用する飲食店は、含まれないものとする。 (取得価額の合計額が20億円を超えるかどうかの判定) 10の2-8 措置法第10条の2の適用上、同条第1項第5号に掲げる減価償却資産で一の生産設備を構成するものの取得価額の合計額が20億円を超えるかどうかの判定については、一の計画に基づき取得又は製作若しくは建設をする当該一の生産設備ごとに判定する。

(廃止)

(一の生産設備を構成する減価償却資産を2以上の年において事業の用に供した場合)

10の2—9 措置法第10条の2第1項第5号に掲げる減価償却資産で、一の生産設備を構成するものの取得価額の合計額が20億円を超える場合において、当該生産設備を構成する減価償却資産を2以上の年において事業の用に供したときは、同項の特別償却額又は第3項の税額控除限度額の計算の基礎となる個々の減価償却資産に係る取得価額は、次の区分に応じ、次による。

- (1) 当該生産設備を構成する減価償却資産のうち事業の用に供されたものの取得価額の合計額が初めて20億円を超えることとなる年の前年以前において事業の用に供した減価償却資産 当該減価償却資産の取得価額
- (2) 当該生産設備を構成する減価償却資産のうち事業の用に供されたものの取得価額の合計額が初めて20億円を超えることとなる年において事業の用に供した減価償却資産 次に掲げる算式により計算した金額

(算式)

20億円	—	当該生産設備を構成する減価償却資産のうち前年以前において事業の用に供したものの取得価額の合計額	×	当該生産設備を構成する減価償却資産のうちその年において事業の用に供した個々の減価償却資産の取得価額
				当該生産設備を構成する減価償却資産のうちその年において事業の用に供したものの取得価額の合計額

改 正 後	改 正 前
(エネルギー需給構造改革推進設備の対価につき値引きがあった場合の税額控除限度額の計算) <u>10の2—8</u> エネルギー需給構造改革推進設備を事業の用に供した日の属する年の翌年以後の年において当該エネルギー需給構造改革推進設備の対価の額につき値引きがあった場合には、その事業の用に供した日の属する年にさかのぼって当該値引きのあったエネルギー需給構造改革推進設備に係る措置法第10条の2第3項に規定する税額控除限度額の修正を行うものとする。 (所得税額の特別控除の計算の基礎となる各種所得の金額) <u>10の2—9</u> 措置法令第5条の4第11項に規定する「……利子所得の金額、配当所得の金額、……又は雑所得の金額」とは、いわゆる黒字の金額をいうのであることに留意する。 (当該金額として記載された金額) <u>10の2—10</u> 措置法第10条の2第7項及び第8項に規定する「当該金額として記載された金額」の意義については、10—10の取扱いを準用する。 (廃止) (廃止)	(エネルギー需給構造改革推進設備の対価につき値引きがあった場合の税額控除限度額の計算) <u>10の2—10</u> エネルギー需給構造改革推進設備を事業の用に供した日の属する年の翌年以後の年において当該エネルギー需給構造改革推進設備の対価の額につき値引きがあった場合には、その事業の用に供した日の属する年にさかのぼって当該値引きのあったエネルギー需給構造改革推進設備に係る措置法第10条の2第3項に規定する税額控除限度額の修正を行うものとする。 (所得税額の特別控除の計算の基礎となる各種所得の金額) <u>10の2—11</u> 措置法令第5条の4第13項に規定する「……利子所得の金額、配当所得の金額、……又は雑所得の金額」とは、いわゆる黒字の金額をいうのであることに留意する。 (当該金額として記載された金額) <u>10の2—12</u> 措置法第10条の2第7項及び第8項に規定する「当該金額として記載された金額」の意義については、10—10の取扱いを準用する。 第10条の3((電子機器利用設備を取得した場合等の特別償却又は所得税額の特別控除))関係 (年の中途において中小企業者に該当しなくなった場合の適用) <u>10の3—1</u> 年の中途において措置法第10条の3第1項に規定する中小企業者に該当しないこととなった場合においても、その該当しないこととなった日前に取得若しくは制作(以下第10条の3関係において「取得等」という。)又は賃借をして同項に規定する事業(以下第10条の3関係において「指定事業」

という。)の用に供した措置法令第5条の5第2項又は第8項に規定する電子機器利用設備(賃借に係る電子機器利用設備については、指定事業の用に供した日の属する年の12月31日まで引き続き当該指定事業の用に供しているものに限る。)については、措置法第10条の3第1項、第3項又は第4項の規定の適用があることに留意する。

この場合において、措置法規則第5条の9第1項又は第3項に規定する電子計算機に係る取得価額又はリース費用の総額がこれらの項に規定する金額以上であるかどうかは、その中小企業者に該当していた期間内に取得等又は賃借をして指定事業の用に供していたもの(賃借に係る電子計算機については、指定事業の用に供した日の属する年の12月31日まで引き続き当該指定事業の用に供しているものに限る。)の取得価額又はリース費用の総額の合計額によって判定するものとする。

(廃止)

(国庫補助金等をもって取得等した電子機器利用設備の取得価額)

10の3-2 措置法令第5条の5第2項に規定する電子機器利用設備の取得価額が160万円以上であるかどうかを判定する場合において、当該電子機器利用設備が法第42条第1項の規定の適用を受ける同項に規定する国庫補助金等をもって取得されたもの又は同条第2項各号に掲げるものであるときは、令第90条各号の規定により計算した金額に基づいてその判定を行うものとする。

(廃止)

(主たる事業でない場合の適用)

10の3-3 個人の営む事業が指定事業に該当するかどうかは、当該個人が主たる事業としてその事業を営んでいる必要はないのであるから留意する。

改 正 後	改 正 前
(廃止)	(事業の判定) <u>10の3-4 個人の営む事業が指定事業に該当するかどうかは、おおむね日本標準産業分類（総務省）の分類を基準として判定する。</u> <u>(注) 措置法規則第5条の9第2項第10号に規定する「サービス業」については、日本標準産業分類の「大分類L サービス業」に分類する事業が該当する。</u>
(廃止)	(その他これらの事業に含まれないもの) <u>10の3-5 措置法規則第5条の9第2項第2号かっこ書の料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブに類する事業には、例えば、大衆酒場及びビヤホールのように一般大衆が日常利用する飲食店は、含まれないものとする。</u>
(廃止)	(指定事業とその他の事業とに共通して使用される電子機器利用設備) <u>10の3-6 指定事業とその他の事業とを営む個人が、その取得等又は賃借をした電子機器利用設備（措置法第10条の3第1項に規定する電子機器利用設備をいう。以下第10条の3関係において同じ。）をそれぞれの事業に共通して使用している場合には、その全部を指定事業の用に供したものととして同条の規定を適用する。</u>
(廃止)	(貸付けの用に供したものに該当しない資産の貸与) <u>10の3-7 措置法第10条の3第1項に規定する中小企業者である個人が、その取得等又は賃借をした電子機器利用設備を自己の下請業者に貸与した場合において、当該電子機器利用設備が専ら当該個人のためにする製品の加工等の用に供されるものであるときは、当該電子機器利用設備は当該個人の営む事業の用に供したものととして同条の規定を適用する。</u>

(廃止)

(附属機器等の同時設置の意義)

10の3-8 昭和59年3月31日付通商産業省告示第121号の別表において本体と同時に設置することを条件として電子機器利用設備に該当する旨の定めがある附属の機器等には、一の計画に基づき本体を設置してから相当期間内に設置するこれらの附属の機器等が含まれるものとする。

(廃止)

(特定電子機器利用設備の対価につき値引きがあった場合の税額控除限度額の計算)

10の3-9 措置法第10条の3第1項に規定する特定電子機器利用設備を指定事業の用に供した日の属する年の翌年以後の年において当該特定電子機器利用設備の対価の額につき値引きがあった場合には、その指定事業の用に供した年にさかのぼって当該値引きのあった特定電子機器利用設備に係る措置法第10条の3第3項に規定する税額控除限度額の修正を行うものとする。

(廃止)

(物品賃貸業の意義)

10の3-10 措置法第10条の3第4項に規定する物品賃貸業とは、不特定又は多数の者に対して相当の対価を得て継続的に物品の賃貸を行う事業をいう。
(注) 同項に規定する物品賃貸業は、主たる事業としてその事業を営んでいる必要はないのであるから留意する。

(廃止)

(特殊の減価償却資産の耐用年数)

10の3-11 リース契約(措置法令第5条の5第6項第1号に規定するリース契約をいう。以下10の3-13までにおいて同じ。)に係る電子機器利用設備が、耐用年数省令別表第五から別表第八までに掲げる減価償却資産のいずれかに該当するもの又は令第130条の規定による耐用年数の短縮の承認を受けたものである場合には、これらの別表に掲げる耐用年数又はその承認に係る年数を基礎として当該電子機器利用設備のリース契約が同号の要件に該当するかどうかを判定することに留意する。

改 正 後	改 正 前
(廃 止)	(リース費用の均等支払の判定) 10の3-12 <u>電子機器利用設備に係るリース契約の締結に当たってその契約の履行を担保するための保証金等を支払うこととされている場合において、その金額がリース契約の締結に当たって通常授受される程度のものであるときは、当該保証金等がリース契約期間終了直前の一定期間のリース料等に充当することとされているときであっても、当該リース契約が措置法令第5条の5第6項第3号の要件に該当するかどうかは、その保証金等の支払がないものとして判定したところによることができるものとする。</u>
(廃 止)	(リース費用に含まれない費用) 10の3-13 <u>措置法令第5条の5第8項に規定する「政令で定める費用の総額」には、その賃借する電子機器利用設備に係るソフトウェアの費用(当該電子機器利用設備に組み込まれているいわゆる基本ソフトウェアに係るものを除く)、リース契約に基づく賃借料とは別に支払う当該電子機器利用設備の引取運賃等は含まれないことに留意する。</u>
(廃 止)	(所得税額の特別控除の計算の基礎となる各種所得の金額) 10の3-14 <u>措置法令第5条の5第5項に規定する「…利子所得の金額、配当所得の金額、…又は雑所得の金額」とは、いわゆる黒字の金額をいうのであることに留意する。</u>
(廃 止)	(当該金額として記載された金額) 10の3-15 <u>措置法第10条の3第8項及び第9項に規定する「当該金額として記載された金額」の意義については、10-10の取扱いを準用する。</u>

第10条の3 ((事業基盤強化設備を取得した場合等の特別償却又は所得税額の特別控除))関係

(年の中途において特定中小企業者等に該当しなくなった場合の適用)

10の3—1 青色申告書を提出する個人で措置法第10条の3第1項の各号に掲げるもの(以下この項及び10の3—7において「特定中小企業者等」という。)が年の中途において特定中小企業者等に該当しないこととなった場合においても、その該当しないこととなった日前に、取得し、若しくは製作し、又は賃借して事業の用に供した同項に規定する特定事業基盤強化設備(以下第10条の3関係において「特定事業基盤強化設備」という。)及び同項に規定する事業基盤強化設備(以下第10条の3関係において「事業基盤強化設備」という。)で措置法令第5条の5第13項に定める費用の総額が同項に定める金額以上のもの(事業の用に供した日の属する年の12月31日まで引き続き当該事業の用に供しているものに限る。以下10の3—6及び10の3—7において「特定賃借事業基盤強化設備」という。)については、措置法第10条の3第1項、第3項又は第4項の規定の適用があることに留意する。

この場合において、措置法規則第5条の8第1項又は第5項に規定する器具及び備品に係る取得価額又はリース費用の総額がこれらの項に規定する金額以上であるかどうかは、その特定中小企業者等に該当していた期間内に取得し、若しくは製作し、又は賃借して事業の用に供していたもの(賃借に係るものについては、事業の用に供した日の属する年の12月31日まで引き続き当該事業の用に供しているものに限る。)の取得価額又はリース費用の合計額によって判定するものとする。

第10条の4 ((事業基盤強化設備を取得した場合等の特別償却又は所得税額の特別控除))関係

(年の中途において特定中小企業者等に該当しなくなった場合の適用)

10の4—1 青色申告書を提出する個人で措置法第10条の4第1項の各号に掲げるもの(以下この項及び10の4—7において「特定中小企業者等」という。)が年の中途において特定中小企業者等に該当しないこととなった場合においても、その該当しないこととなった日前に、取得し、若しくは製作し、又は賃借して事業の用に供した同項に規定する特定事業基盤強化設備(以下第10条の4関係において「特定事業基盤強化設備」という。)及び同項に規定する事業基盤強化設備(以下第10条の4関係において「事業基盤強化設備」という。)で措置法令第5条の6第13項に定める費用の総額が同項に定める金額以上のもの(事業の用に供した日の属する年の12月31日まで引き続き当該事業の用に供しているものに限る。以下10の4—6において「特定賃借事業基盤強化設備」という。)については、措置法第10条の4第1項、第3項又は第4項の規定の適用があることに留意する。

この場合において、措置法規則第5条の10第1項又は第5項に規定する器具及び備品に係る取得価額又はリース費用の総額がこれらの項に規定する金額以上であるかどうかは、その特定中小企業者等に該当していた期間内に取得し、若しくは製作し、又は賃借して事業の用に供していたもの(賃借に係るものについては、事業の用に供した日の属する年の12月31日まで引き続き当該事業の用に供しているものに限る。)の取得価額又はリース費用の合計額によって判定するものとする。

改 正 後	改 正 前
(取得価額の判定単位) <u>10の3-2</u> 措置法令第5条の5第1項に規定する機械及び装置又は器具及び備品の1台又は1基の取得価額が280万円以上又は120万円以上であるかどうかについては、通常1単位として取引される単位ごとに判定するのであるが、個々の機械及び装置の本体と同時に設置する自動調整装置又は原動機のような附属機器で当該本体と一体になって使用するものがある場合には、これらの附属機器を含めたところによりその判定を行うことができるものとする。 (注) 措置法規則第5条の8第1項各号に規定する器具及び備品の取得価額の合計額が120万円以上であるかどうかについては、当該各号ごとに判定することに留意する。 (国庫補助金等をもって取得等した事業基盤強化設備の取得価額) <u>10の3-3</u> 事業基盤強化設備の取得価額が280万円以上又は120万円以上であるかどうかを判定する場合において、当該事業基盤強化設備が法第42条第1項の規定の適用を受ける同項に規定する国庫補助金等をもって取得されたもの又は同条第2項各号に掲げるものであるときは、令第90条各号の規定により計算した金額に基づいてその判定を行うものとする。 (主たる事業でない場合の適用) <u>10の3-4</u> 個人の営む事業が措置法第10条の3第1項第2号又は第3号に規定する事業(以下<u>10の3-6</u>までにおいて「特定事業」という。)に該当するかどうかは、当該個人が主たる事業としてその事業を営んでいる必要はないのであるから留意する。	(取得価額の判定単位) <u>10の4-2</u> 措置法令第5条の6第1項に規定する機械及び装置又は器具及び備品の1台又は1基の取得価額が280万円以上又は120万円以上であるかどうかについては、通常1単位として取引される単位ごとに判定するのであるが、個々の機械及び装置の本体と同時に設置する自動調整装置又は原動機のような附属機器で当該本体と一体になって使用するものがある場合には、これらの附属機器を含めたところによりその判定を行うことができるものとする。 (注) 措置法規則第5条の10第1項各号に規定する器具及び備品の取得価額の合計額が120万円以上であるかどうかについては、当該各号ごとに判定することに留意する。 (国庫補助金等をもって取得等した事業基盤強化設備の取得価額) <u>10の4-3</u> 事業基盤強化設備の取得価額が280万円以上又は120万円以上であるかどうかを判定する場合において、当該事業基盤強化設備が法第42条第1項の規定の適用を受ける同項に規定する国庫補助金等をもって取得されたもの又は同条第2項各号に掲げるものであるときは、令第90条各号の規定により計算した金額に基づいてその判定を行うものとする。 (主たる事業でない場合の適用) <u>10の4-4</u> 個人の営む事業が措置法第10条の4第1項第2号又は第3号に規定する事業(以下<u>10の4-6</u>までにおいて「特定事業」という。)に該当するかどうかは、当該個人が主たる事業としてその事業を営んでいる必要はないのであるから留意する。

（事業の判定）

10の3－5 個人の営む事業が特定事業に該当するかどうかは、おおむね日本標準産業分類（総務省）の分類を基準として判定する。

（特定事業とその他の事業とに共通して使用される事業基盤強化設備）

10の3－6 特定事業とその他の事業とを営む個人が、その取得し、若しくは製作し、又は賃借した特定事業基盤強化設備及び特定賃借事業基盤強化設備をそれぞれの事業に共通して使用している場合には、その全部を特定事業の用に供したものととして措置法第10条の3第1項、第3項又は第4項の規定を適用する。

（貸付けの用に供したものに該当しない資産の貸与）

10の3－7 特定中小企業者等がその取得し、若しくは製作し、又は賃借した特定事業基盤強化設備又は特定賃借事業基盤強化設備を自己の下請業者に貸与した場合において、当該特定事業基盤強化設備又は当該特定賃借事業基盤強化設備が専ら当該特定中小企業者等のためにする製品の加工等の用に供されるものであるときは、当該特定事業基盤強化設備又は当該特定賃借事業基盤強化設備は当該特定中小企業者等の営む事業の用に供したものととして措置法第10条の3第1項、第3項又は第4項の規定を適用する。

（注）物品賃貸業を営む者は、貸付けの用に供した事業基盤強化設備につき同条第1項、第3項又は第4項の規定の適用を受けることができないことに留意する。

（附属機器等の同時設置の意義）

10の3－8 平成9年9月12日付大蔵省告示第221号の別表2において本体と同時に設置することを条件として事業基盤強化設備に該当する旨の定めのある附属の機器等には、一の計画に基づき本体を設置してから相当期間内に設置するこれらの附属の機器等が含まれるものとする。

（事業の判定）

10の4－5 個人の営む事業が特定事業に該当するかどうかは、おおむね日本標準産業分類（総務省）の分類を基準として判定する。

（特定事業とその他の事業とに共通して使用される事業基盤強化設備）

10の4－6 特定事業とその他の事業とを営む個人が、その取得し、若しくは製作し、又は賃借した特定事業基盤強化設備及び特定賃借事業基盤強化設備をそれぞれの事業に共通して使用している場合には、その全部を特定事業の用に供したものととして措置法第10条の4第1項、第3項又は第4項の規定を適用する。

（貸付けの用に供したものに該当しない資産の貸与）

10の4－7 特定中小企業者等がその取得し、若しくは製作し、又は賃借した特定事業基盤強化設備又は特定賃借事業基盤強化設備を自己の下請業者に貸与した場合において、当該特定事業基盤強化設備又は当該特定賃借事業基盤強化設備が専ら当該特定中小企業者等のためにする製品の加工等の用に供されるものであるときは、当該特定事業基盤強化設備又は当該特定賃借事業基盤強化設備は当該特定中小企業者等の営む事業の用に供したものととして措置法第10条の4第1項、第3項又は第4項の規定を適用する。

（注）物品賃貸業を営む者は、貸付けの用に供した事業基盤強化設備につき同条第1項、第3項又は第4項の規定の適用を受けることができないことに留意する。

（附属機器等の同時設置の意義）

10の4－8 平成9年9月12日付大蔵省告示第221号の別表2において本体と同時に設置することを条件として事業基盤強化設備に該当する旨の定めのある附属の機器等には、一の計画に基づき本体を設置してから相当期間内に設置するこれらの附属の機器等が含まれるものとする。

改 正 後	改 正 前
(特定事業基盤強化設備の対価につき値引きがあった場合の税額控除限度額の計算) <u>10の3—9</u> 特定事業基盤強化設備を事業の用に供した日の属する年の翌年以後の年において当該特定事業基盤強化設備の対価の額につき値引きがあった場合には、その事業の用に供した年にさかのぼって当該値引きのあった特定事業基盤強化設備に係る措置法第10条の3第3項に規定する税額控除限度額の修正を行うものとする。 (物品賃貸業の意義) <u>10の3—10</u> 措置法第10条の3第4項に規定する物品賃貸業とは、不特定又は多数の者に対して相当の対価を得て継続的に物品の賃貸を行う事業をいう。 (注) 同項に規定する物品賃貸業は、主たる事業としてその事業を営んでいる必要はないのであるから留意する。 (特殊の減価償却資産の耐用年数) <u>10の3—11</u> リース契約(措置法令第5条の5第11項第1号に規定するリース契約をいう。以下<u>10の3—13</u>までにおいて同じ。)に係る事業基盤強化設備が、耐用年数省令別表第5から別表第8までに掲げる減価償却資産のいずれかに該当するもの又は令第130条の規定による耐用年数の短縮の承認を受けたものである場合には、これらの別表に掲げる耐用年数又はその承認に係る年数を基礎として当該事業基盤強化設備のリース契約が同号の要件に該当するかどうかを判定することに留意する。	(特定事業基盤強化設備の対価につき値引きがあった場合の税額控除限度額の計算) <u>10の4—9</u> 特定事業基盤強化設備を事業の用に供した日の属する年の翌年以後の年において当該特定事業基盤強化設備の対価の額につき値引きがあった場合には、その事業の用に供した年にさかのぼって当該値引きのあった特定事業基盤強化設備に係る措置法第10条の4第3項に規定する税額控除限度額の修正を行うものとする。 (物品賃貸業の意義) <u>10の4—10</u> 措置法第10条の4第4項に規定する物品賃貸業とは、不特定又は多数の者に対して相当の対価を得て継続的に物品の賃貸を行う事業をいう。 (注) 同項に規定する物品賃貸業は、主たる事業としてその事業を営んでいる必要はないのであるから留意する。 (特殊の減価償却資産の耐用年数) <u>10の4—11</u> リース契約(措置法令第5条の6第11項第1号に規定するリース契約をいう。以下<u>10の4—13</u>までにおいて同じ。)に係る事業基盤強化設備が、耐用年数省令別表第5から別表第8までに掲げる減価償却資産のいずれかに該当するもの又は令第130条の規定による耐用年数の短縮の承認を受けたものである場合には、これらの別表に掲げる耐用年数又はその承認に係る年数を基礎として当該事業基盤強化設備のリース契約が同号の要件に該当するかどうかを判定することに留意する。

(リース費用の均等支払の判定)

10の3-12 事業基盤強化設備に係るリース契約の締結に当たってその契約の履行を担保するための保証金等を支払うこととされている場合において、その金額がリース契約の締結に当たって通常授受される程度のものであるときは、当該保証金等がリース契約期間終了直前の一定期間のリース料等に充当することとされているときであっても、当該リース契約が措置法令第5条の5第11項第3号の要件に該当するかどうかは、その保証金等の支払がないものとして判定したところによることができるものとする。

(リース費用に含まれない費用)

10の3-13 措置法令第5条の5第13項に規定する「政令で定める費用の総額」には、その賃借する事業基盤強化設備に係るソフトウェアの費用(当該事業基盤強化設備に組み込まれているいわゆる基本ソフトウェアに係るものを除く。)、リース契約に基づく賃借料とは別に支払う当該事業基盤強化設備の引取運賃等は含まれないことに留意する。

(所得税額の特別控除の計算の基礎となる各種所得の金額)

10の3-14 措置法令第5条の5第10項に規定する「……利子所得の金額、配当所得の金額、……又は雑所得の金額」とは、いわゆる黒字の金額をいうのであることに留意する。

(当該金額として記載された金額)

10の3-15 措置法第10条の3第8項及び第9項に規定する「当該金額として記載された金額」の意義については、10—10の取扱いを準用する。

第10条の4((事業化設備等を取得した場合等の特別償却又は所得税額の特別控除))関係

(リース費用の均等支払の判定)

10の4-12 事業基盤強化設備に係るリース契約の締結に当たってその契約の履行を担保するための保証金等を支払うこととされている場合において、その金額がリース契約の締結に当たって通常授受される程度のものであるときは、当該保証金等がリース契約期間終了直前の一定期間のリース料等に充当することとされているときであっても、当該リース契約が措置法令第5条の6第11項第3号の要件に該当するかどうかは、その保証金等の支払がないものとして判定したところによることができるものとする。

(リース費用に含まれない費用)

10の4-13 措置法令第5条の6第13項に規定する「政令で定める費用の総額」には、その賃借する事業基盤強化設備に係るソフトウェアの費用(当該事業基盤強化設備に組み込まれているいわゆる基本ソフトウェアに係るものを除く。)、リース契約に基づく賃借料とは別に支払う当該事業基盤強化設備の引取運賃等は含まれないことに留意する。

(所得税額の特別控除の計算の基礎となる各種所得の金額)

10の4-14 措置法令第5条の6第10項に規定する「……利子所得の金額、配当所得の金額、……又は雑所得の金額」とは、いわゆる黒字の金額をいうのであることに留意する。

(当該金額として記載された金額)

10の4-15 措置法第10条の4第8項及び第9項に規定する「当該金額として記載された金額」の意義については、10—10の取扱いを準用する。

第10条の5((事業化設備等を取得した場合等の特別償却又は所得税額の特別控除))関係

改 正 後	改 正 前
(年の中途において特別中小企業者等に該当しなくなった場合の適用) <u>10の4-1</u> 青色申告書を提出する個人で措置法第10条の4第1項の各号に掲げるもの(以下この項及び10の4-5において「特別中小企業者等」という。)が年の中途において特別中小企業者等に該当しないこととなった場合においても、その該当しないこととなった日前に、取得し、若しくは製作し、又は賃借して事業の用に供した同項に規定する特定事業化設備等(以下第10条の4関係において「特定事業化設備等」という。)及び同項に規定する事業化設備等(以下第10条の4関係において「事業化設備等」という。)で措置法令第5条の6第9項に定める費用の総額が同項に定める金額以上のもの(事業の用に供した日の属する年の12月31日まで引き続き当該事業の用に供しているものに限る。以下10の4-4から10の4-6において「特定賃借事業化設備等」という。)については、措置法第10条の4第1項、第3項又は第4項の規定の適用があることに留意する。 (取得価額の判定単位) <u>10の4-2</u> 事業化設備等の1台又は1基の取得価額が280万円以上であるかどうかについては、個々の機械及び装置ごとに判定することに留意する。 (国庫補助金等をもって取得等した事業化設備等の取得価額) <u>10の4-3</u> 事業化設備等の取得価額が280万円以上であるかどうかを判定する場合において、当該事業化設備等が法第42条第1項の規定の適用を受ける同項に規定する国庫補助金等をもって取得されたもの又は同条第2項各号に掲げるものであるときは、令第90条各号の規定により計算した金額に基づいてその判定を行うものとする。	(年の中途において特別中小企業者等に該当しなくなった場合の適用) <u>10の5-1</u> 青色申告書を提出する個人で措置法第10条の5第1項の各号に掲げるもの(以下この項及び10の5-5において「特別中小企業者等」という。)が年の中途において特別中小企業者等に該当しないこととなった場合においても、その該当しないこととなった日前に、取得し、若しくは製作し、又は賃借して事業の用に供した同項に規定する特定事業化設備等(以下第10条の5関係において「特定事業化設備等」という。)及び同項に規定する事業化設備等(以下第10条の5関係において「事業化設備等」という。)で措置法令第5条の7第9項に定める費用の総額が同項に定める金額以上のもの(事業の用に供した日の属する年の12月31日まで引き続き当該事業の用に供しているものに限る。以下10の5-4において「特定賃借事業化設備等」という。)については、措置法第10条の5第1項、第3項又は第4項の規定の適用があることに留意する。 (取得価額の判定単位) <u>10の5-2</u> 事業化設備等の1台又は1基の取得価額が280万円以上であるかどうかについては、個々の機械及び装置ごとに判定することに留意する。 (国庫補助金等をもって取得等した事業化設備等の取得価額) <u>10の5-3</u> 事業化設備等の取得価額が280万円以上であるかどうかを判定する場合において、当該事業化設備等が法第42条第1項の規定の適用を受ける同項に規定する国庫補助金等をもって取得されたもの又は同条第2項各号に掲げるものであるときは、令第90条各号の規定により計算した金額に基づいてその判定を行うものとする。

(特定事業とその他の事業とに共通して使用される事業化設備等)

10の4-4 措置法第10条の4第1項第2号に規定する事業(以下この項において「特定事業」という。)とその他の事業とを営む個人が、その取得し、若しくは製作し、又は賃借した特定事業化設備等及び特定賃借事業化設備等をそれぞれの事業に共通して使用している場合には、その全部を特定事業の用に供したものととして措置法第10条の4第1項、第3項又は第4項の規定を適用する。

(貸付けの用に供したものに該当しない資産の貸与)

10の4-5 特別中小企業者等がその取得し、若しくは製作し、又は賃借した特定事業化設備等又は特定賃借事業化設備等を自己の下請業者に貸与した場合において、当該特定事業化設備等又は当該特定賃借事業化設備等が専ら当該特別中小企業者等のためにする製品の加工等の用に供されるものであるときは、当該特定事業化設備等又は当該特定賃借事業化設備等は当該特別中小企業者等の営む事業の用に供したものととして措置法第10条の4第1項、第3項又は第4項の規定を適用する。

(注) 物品賃貸業を営む者は、貸付けの用に供した事業化設備等につき同条第1項、第3項又は第4項の規定の適用を受けることができないことに留意する。

(事業基盤強化設備の特別償却等との重複適用の排除)

10の4-6 措置法第10条の3第1項に規定する事業基盤強化設備の全部又は一部につき同項又は第3項から第5項までの規定の適用を受ける場合には、当該適用を受ける年分において事業の用に供する特定事業化設備等又は特定賃借事業化設備等のすべてについて同法第10条の4第1項又は第3項から第5項までの規定を適用することができないことに留意する。

(特定事業とその他の事業とに共通して使用される事業化設備等)

10の5-4 措置法第10条の5第1項第2号に規定する事業(以下この項において「特定事業」という。)とその他の事業とを営む個人が、その取得し、若しくは製作し、又は賃借した特定事業化設備等及び特定賃借事業化設備等をそれぞれの事業に共通して使用している場合には、その全部を特定事業の用に供したものととして措置法第10条の5第1項、第3項又は第4項の規定を適用する。

(貸付けの用に供したものに該当しない資産の貸与)

10の5-5 特別中小企業者等がその取得し、若しくは製作し、又は賃借した特定事業化設備等又は特定賃借事業化設備等を自己の下請業者に貸与した場合において、当該特定事業化設備等又は当該特定賃借事業化設備等が専ら当該特別中小企業者等のためにする製品の加工等の用に供されるものであるときは、当該特定事業化設備等又は当該特定賃借事業化設備等は当該特別中小企業者等の営む事業の用に供したものととして措置法第10条の5第1項、第3項又は第4項の規定を適用する。

(注) 物品賃貸業を営む者は、貸付けの用に供した事業化設備等につき同条第1項、第3項又は第4項の規定の適用を受けることができないことに留意する。

(事業基盤強化設備の特別償却等との重複適用の排除)

10の5-6 措置法第10条の4第1項に規定する事業基盤強化設備の全部又は一部につき同項又は第3項から第5項までの規定の適用を受ける場合には、当該適用を受ける年分において事業の用に供する特定事業化設備等又は特定賃借事業化設備等のすべてについて同法第10条の5第1項又は第3項から第5項までの規定を適用することができないことに留意する。

改 正 後	改 正 前
(総収入金額の意義) <u>10の4-7</u> 事業所得に係る総収入金額(措置法令第5条の6第3項に規定する事業所得に係る総収入金額をいう。)には、同項に規定する試験研究費の額に充てるため他の者から支払を受ける金額及び準備金勘定又は引当金勘定の取崩し等により総収入金額に算入することとなる金額は含まれないものとする。 (試験研究費の額の範囲) <u>10の4-8</u> 措置法令第5条の6第3項に規定する試験研究費の額は、その試験研究費に充てるため他の者から支払を受ける金額がある場合には、当該金額を控除した金額となることに留意する。 (注) 試験研究費の額の計算に当たっては、10—4の取扱いは適用しない。 (特定事業化設備等の対価につき値引きがあった場合の税額控除限度額の計算) <u>10の4-9</u> 特定事業化設備等を事業の用に供した日の属する年の翌年以後の年において当該特定事業化設備等の対価の額につき値引きがあった場合には、その事業の用に供した年にさかのぼって当該値引きのあった特定事業化設備等に係る措置法第10条の4第3項に規定する税額控除限度額の修正を行うものとする。 (物品賃貸業の意義) <u>10の4-10</u> 措置法第10条の4第4項に規定する物品賃貸業とは、不特定又は多数の者に対して相当の対価を得て継続的に物品の賃貸を行う事業をいう。 (注) 同項に規定する物品賃貸業は、主たる事業としてその事業を営んでいる必要はないのであるから留意する。	(総収入金額の意義) <u>10の5-7</u> 事業所得に係る総収入金額(措置法令第5条の7第3項に規定する事業所得に係る総収入金額をいう。)には、同項に規定する試験研究費の額に充てるため他の者から支払を受ける金額及び準備金勘定又は引当金勘定の取崩し等により総収入金額に算入することとなる金額は含まれないものとする。 (試験研究費の額の範囲) <u>10の5-8</u> 措置法令第5条の7第3項に規定する試験研究費の額は、その試験研究費に充てるため他の者から支払を受ける金額がある場合には、当該金額を控除した金額となることに留意する。 (注) 試験研究費の額の計算に当たっては、10—4の取扱いは適用しない。 (特定事業化設備等の対価につき値引きがあった場合の税額控除限度額の計算) <u>10の5-9</u> 特定事業化設備等を事業の用に供した日の属する年の翌年以後の年において当該特定事業化設備等の対価の額につき値引きがあった場合には、その事業の用に供した年にさかのぼって当該値引きのあった特定事業化設備等に係る措置法第10条の5第3項に規定する税額控除限度額の修正を行うものとする。 (物品賃貸業の意義) <u>10の5-10</u> 措置法第10条の5第4項に規定する物品賃貸業とは、不特定又は多数の者に対して相当の対価を得て継続的に物品の賃貸を行う事業をいう。 (注) 同項に規定する物品賃貸業は、主たる事業としてその事業を営んでいる必要はないのであるから留意する。

(特殊の減価償却資産の耐用年数)

10の4—11 リース契約(措置法令第5条の6第7項第1号に規定するリース契約をいう。以下10の4—13までにおいて同じ。)に係る事業化設備等が、耐用年数省令別表第五から別表第八までに掲げる減価償却資産のいずれかに該当するもの又は令第130条の規定による耐用年数の短縮の承認を受けたものである場合には、これらの別表に掲げる耐用年数又はその承認に係る年数を基礎として当該事業化設備等のリース契約が同号の要件に該当するかどうかを判定することに留意する。

(リース費用の均等支払の判定)

10の4—12 事業化設備等に係るリース契約の締結に当たってその契約の履行を担保するための保証金等を支払うこととされている場合において、その金額がリース契約の締結に当たって通常授受される程度のものであるときは、当該保証金等がリース契約期間終了直前の一定期間のリース料等に充当することとされているときであっても、当該リース契約が措置法令第5条の6第7項第3号の要件に該当するかどうかは、その保証金等の支払がないものとして判定したところによることができるものとする。

(リース費用に含まれない費用)

10の4—13 措置法令第5条の6第9項に規定する「政令で定める費用の総額」には、その賃借する事業化設備等に係るソフトウェアの費用(当該事業化設備等に組み込まれているいわゆる基本ソフトウェアに係るものを除く。)、リース契約に基づく賃借料とは別に支払う当該事業化設備等の引取運賃等は含まれないことに留意する。

(特殊の減価償却資産の耐用年数)

10の5—11 リース契約(措置法令第5条の7第7項第1号に規定するリース契約をいう。以下10の5—13までにおいて同じ。)に係る事業化設備等が、耐用年数省令別表第五から別表第八までに掲げる減価償却資産のいずれかに該当するもの又は令第130条の規定による耐用年数の短縮の承認を受けたものである場合には、これらの別表に掲げる耐用年数又はその承認に係る年数を基礎として当該事業化設備等のリース契約が同号の要件に該当するかどうかを判定することに留意する。

(リース費用の均等支払の判定)

10の5—12 事業化設備等に係るリース契約の締結に当たってその契約の履行を担保するための保証金等を支払うこととされている場合において、その金額がリース契約の締結に当たって通常授受される程度のものであるときは、当該保証金等がリース契約期間終了直前の一定期間のリース料等に充当することとされているときであっても、当該リース契約が措置法令第5条の7第7項第3号の要件に該当するかどうかは、その保証金等の支払がないものとして判定したところによることができるものとする。

(リース費用に含まれない費用)

10の5—13 措置法令第5条の7第9項に規定する「政令で定める費用の総額」には、その賃借する事業化設備等に係るソフトウェアの費用(当該事業化設備等に組み込まれているいわゆる基本ソフトウェアに係るものを除く。)、リース契約に基づく賃借料とは別に支払う当該事業化設備等の引取運賃等は含まれないことに留意する。

改 正 後	改 正 前
(所得税額の特別控除の計算の基礎となる各種所得の金額) <u>10の4—14 措置法令第5条の6第6項に規定する「……利子所得の金額、配当所得の金額、……又は雑所得の金額」とは、いわゆる黒字の金額をいうのであることに留意する。</u> (当該金額として記載された金額) <u>10の4—15 措置法第10条の4第8項及び第9項に規定する「当該金額として記載された金額」の意義については、10—10の取扱いを準用する。</u> <u>第10条の5((沖縄の特定中小企業者が経営革新設備等を取得した場合等の特別償却又は所得税額の特別控除))関係</u> <u>(年の中途において特定中小企業者に該当しなくなった場合の適用)</u> <u>10の5—1 青色申告書を提出する個人で措置法第10条の5第1項に規定する特定中小企業者(以下第10条の5関係において「特定中小企業者」という。)が年の中途において特定中小企業者に該当しないこととなった場合においても、その該当しないこととなった日前に、取得し、又は製作し、若しくは建設(以下第10条の5関係において「取得等」という。)して事業の用に供した同項に規定する特定経営革新設備等及び賃借して事業の用に供した同条第4項に規定する経営革新設備で措置法令第5条の7第6項に定める費用の総額がこれらの項に定める金額以上のもの(事業の用に供した日の属する年の12月31日まで引き続き当該事業の用に供しているものに限る。以下第10条の5関係において「特定賃借経営革新設備」という。)については、措置法第10条の5第1項、第3項又は第4項の規定の適用があることに留意する。</u> <u>この場合において、措置法規則第5条の10第2項に規定する器具及び備品</u>	(所得税額の特別控除の計算の基礎となる各種所得の金額) <u>10の5—14 措置法令第5条の7第6項に規定する「……利子所得の金額、配当所得の金額、……又は雑所得の金額」とは、いわゆる黒字の金額をいうのであることに留意する。</u> (当該金額として記載された金額) <u>10の5—15 措置法第10条の5第8項及び第9項に規定する「当該金額として記載された金額」の意義については、10—10の取扱いを準用する。</u> (新 設) (新 設)

に係る取得価額又はリース費用の総額がこれらの項に規定する金額以上であるかどうかは、その特定中小企業者に該当していた期間内に取得し、若しくは製作し、又は賃借して事業の用に供していたもの（賃借に係るものについては、事業の用に供した日の属する年の12月31日まで引き続き当該事業の用に供しているものに限る。）の取得価額又はリース費用の合計額によって判定するものとする。

（取得価額の判定単位）

10の5－2 措置法令第5条の7第1項に規定する機械及び装置又は器具及び備品の1台又は1基の取得価額が280万円以上又は120万円以上であるかどうかについては、通常1単位として取引される単位ごとに判定するのであるが、個々の機械及び装置の本体と同時に設置する自動調整装置又は原動機のような附属機器で当該本体と一体となって使用するものがある場合には、これらの附属機器を含めたところによりその判定を行うことができるものとする。

また、建物及びその附属設備（以下第10条の5関係において「建物等」という。）の一の建物等の取得価額が1,000万円以上であるかどうかについては、建物等ごとに判定することに留意する。

（注）措置法規則第5条の10第1項各号に規定する器具及び備品の取得価額の合計額が120万円以上であるかどうかについては、当該各号に掲げる器具及び備品の取得価額の合計額により判定することに留意する。

（新 設）

改 正 後	改 正 前
<u>(国庫補助金等をもって取得等した経営革新設備等の取得価額)</u> <u>10の5－3 措置法令第5条の7第1項に規定する機械及び装置、器具及び備品又は建物等の取得価額が 280万円以上、 120万円以上又は 1,000万円以上であるかどうかを判定する場合において、当該機械及び装置、器具及び備品又は建物等が法第42条第1項の規定の適用を受ける同項に規定する国庫補助金等をもって取得されたもの又は同条第2項各号に掲げるものであるときは、第90条各号の規定により計算した金額に基づいてその判定を行うものとする。</u> <u>(貸付けの用に供したものに該当しない資産の貸与)</u> <u>10の5－4 措置法第10条の5第1項に規定する特定中小企業者である個人が、その取得等又は賃借した特定経営革新設備等又は特定賃借経営革新設備を自己の下請業者に貸与した場合において、当該特定経営革新設備等又は当該特定賃借経営革新設備が専ら当該特定中小企業者のためにする製品の加工等の用に供されるものであるときは、当該特定経営革新設備等又は当該特定賃借経営革新設備は当該特定中小企業者等の営む事業の用に供したものととして措置法第10条の5第1項、第3項又は第4項の規定を適用する。</u> <u>(注) 物品賃貸業を営む者は、貸付けの用に供した特定経営革新設備等につき同条第1項、第3項又は第4項の規定の適用を受けることができないことに留意する。</u> <u>(附属機器等の同時設置の意義)</u> <u>10の5－5 措置法規則第5条の10第1項各号において本体と同時に設置することを条件として特定経営革新設備等に該当する旨の定めのある附属の機器等には、一の計画に基づき本体を設置してから相当期間内に設置するこれらの附属の機器等が含まれるものとする。</u>	(新 設) (新 設) (新 設)

（特定経営革新設備等の対価につき値引きがあった場合の税額控除限度額の計算）

10の5－6 特定経営革新設備等を事業の用に供した日の属する年の翌年以後の年において当該特定経営革新設備等の対価の額につき値引きがあった場合には、その事業の用に供した年にさかのぼって当該値引きのあった特定経営革新設備等に係る措置法第10条の5第3項に規定する税額控除限度額の修正を行うものとする。

（物品賃貸業の意義）

10の5－7 措置法第10条の5第4項に規定する物品賃貸業とは、不特定又は多数の者に対して相当の対価を得て継続的に物品の賃貸を行う事業をいう。

（注）同項に規定する物品賃貸業は、主たる事業としてその事業を営んでいる必要はないのであるから留意する。

（特殊の減価償却資産の耐用年数）

10の5－8 リース契約（措置法令第5条の7第4項第1号に規定するリース契約をいう。以下10の5－10までにおいて同じ。）に係る経営革新設備が、耐用年数省令別表第五から別表第八までに掲げる減価償却資産のいずれかに該当するもの又は令第130条の規定による耐用年数の短縮の承認を受けたものである場合には、これらの別表に掲げる耐用年数又はその承認に係る年数を基礎として当該経営革新設備のリース契約が同号の要件に該当するかどうかを判定することに留意する。

（リース費用の均等支払の判定）

10の5－9 経営革新設備に係るリース契約の締結に当たってその契約の履行を担保するための保証金等を支払うこととされている場合において、その金額がリース契約の締結に当たって通常授受される程度のものであるときは、

（新 設）

（新 設）

（新 設）

（新 設）

改 正 後	改 正 前
<u>当該保証金等がリース契約期間終了直前の一定期間のリース料等に充当することとされているときであっても、当該リース契約が措置法令第5条の7第4項第3号の要件に該当するかどうかは、その保証金等の支払がないものとして判定したところによることができるものとする。</u> <u>(リース費用に含まれない費用)</u> <u>10の5—10 措置法令第5条の7第6項に規定する「政令で定める費用の総額」には、その賃借する経営革新設備に係るソフトウェアの費用(当該経営革新設備に組み込まれているいわゆる基本ソフトウェアに係るものを除く。)、リース契約に基づく賃借料とは別に支払う当該経営革新設備の引取運賃等は含まれないことに留意する。</u> <u>(所得税額の特別控除の計算の基礎となる各種所得の金額)</u> <u>10の5—11 措置法令第5条の7第3項に規定する「……利子所得の金額、配当所得の金額、……又は雑所得の金額」とは、いわゆる黒字の金額をいうのであることに留意する。</u> <u>(当該金額として記載された金額)</u> <u>10の5—12 措置法第10条の5第8項及び第9項に規定する「当該金額として記載された金額」の意義については、10—10の取扱いを準用する。</u>	(新 設) (新 設) (新 設)

(廃止)	第10条の6((製品輸入額が増加した場合の所得税額の特別控除))関係
(廃止)	(事業の判定) <u>10の6-1 個人の営む事業が措置法第10条の6第1項及び措置法令第5条の8第1項に規定する製造業、ガス業、鉱業及び建設業(以下第10条の6関係において「製造業等」という。)に該当するかどうかは、おおむね日本標準産業分類(総務省)の分類を基準として判定する。</u>
(廃止)	(総収入金額の意義) <u>10の6-2 事業所得に係る総収入金額(措置法令第5条の8第2項に規定する事業所得に係る総収入金額をいう。以下10の6-5において同じ。)には、準備金勘定又は引当金勘定の取崩し等により総収入金額に算入することとなる金額は含まれないものとする。</u>
(廃止)	(製造業等に係る収入金額に含まれるものの例示) <u>10の6-3 措置法令第5条の8第2項に規定する「製造業に係る収入金額」には、製造等(製造、加工、建設及び鉱物(土石を含む。)の採掘又は採取その他の価値を増加させる行為をいう。以下この項及び10の6-4において同じ。)をした棚卸資産の譲渡又は請負等に係る役務の提供(以下この項及び10の6-4において「製造等をした棚卸資産の譲渡等」という。)に係る収入金額のほか、次に掲げるような収入金額(以下10の6-4において「付随収入金額」という。)が含まれることに留意する。</u> (1) 製造等をした棚卸資産の譲渡に係る契約が解除されたことにより収受する違約金の額 (2) 製造等に係る副産物、作業くず等の売却に係る対価の額 (3) 製造等をした棚卸資産の譲渡により取得した金銭債権に係る利子及び遅延損害金の額

改 正 後	改 正 前
(廃止)	(国の内外にわたって製造業等を営む場合) 10の6—4 措置法第10条の6第1項に規定する適用年(以下第10条の6関係において「適用年」という。)において、国内及び国外の双方にわたって製造業等を営む場合には、措置法令第5条の8第2項に規定する当該適用年の国内において営む製造業等に係る収入金額(以下10の6—5までにおいて「国内の製造業等に係る収入金額」という。)は、当該適用年の製造業等に係る収入金額のうち国内において製造等をした棚卸資産の譲渡等に係る収入金額及び当該譲渡等に係る付随収入金額に限られることに留意する。この場合において、国外又は国内において製造等をし、かつ、当該製造等より取得した棚卸資産につきそれぞれ国内又は国外において更に製造等をした後譲渡するときは、国内の製造業等に係る収入金額は、その業態、棚卸資産の性質等に応じ、合理的に計算した金額によるものとする。 (注)1 国外において製造等をした棚卸資産について国内において製造等をしないうで、国内又は国外で譲渡した場合のその対価の額は、国内の製造業等に係る収入金額に該当しない。 2 国内において営む製造業等とその他の事業とを兼営する場合において、これらの事業から共通して生ずる付随収入金額があるときは、当該付随収入金額のうち国内の製造業等に係る収入金額に含まれる金額は、当該付随収入金額につき国内において営む製造業等に係る売上総利益の額と当該国内において営む製造業等以外の事業に係る売上総利益の額の比その他の基準のうちその事業の内容等に適合すると認められる合理的な基準によりあん分して計算した金額とする。 (販売取引等に係る返品、値引き、割戻し等) 10の6—5 製造業者(措置法第10条の6第1項に規定する個人をいう。以下

この項及び10の6—16関係において同じ。)が行った棚卸資産の販売取引等について返品、値引き、割戻しその他これらに準ずるもの(以下この項において「返品等」という。)がある場合には、事業所得に係る総収入金額、国内の製造業等に係る収入金額及び国内の製造業等に係る収入金額以外の収入金額(以下この項において「事業所得に係る総収入金額等」という。)のいずれについても継続して適用している経理方法により統一的に計算しなければならないことに留意する。

(注) 製造業者が行った棚卸資産の仕入取引等につき返品等に係る収入金額がある場合の事業所得に係る総収入金額等の計算についても同様とする。

(廃止)

(輸入の意義)

10の6—6 措置法第10条の6第1項に規定する輸入は、その輸入を行う者(同項に規定する輸入の委託にあつては、当該委託を受けた者)が関税法第6章の通関手続を経て行う輸入に限るものとする。

(注) 同項に規定する輸入(同項に規定する輸入の委託を除く。)を行った個人であるかどうかは、その個人が輸入申告書に記載された輸入者であるかどうかによって判定する。

(廃止)

(輸入の時期)

10の6—7 措置法第10条の6第1項に規定する輸入促進対象製品(以下第10条の6関係において「輸入促進対象製品」という。)の輸入の時期は、次に掲げる場合に応じそれぞれ次に掲げる時とする。ただし、輸入促進対象製品の種類及び性質、その取得に係る契約等の内容に応じ、当該輸入促進対象製品を国内において引き取った日その他これに準ずる日の合理的な基準によっているときは、継続適用を条件としてこれを認める。

(1) 輸入の許可を受けた輸入促進対象製品の場合 その許可の時

(2) 輸入促進対象製品である船舶又は航空機の場合 次に掲げる時又は輸入の許可の時のいずれか早い時

改 正 後	改 正 前
	<u>イ 本邦外において本邦の国籍又は仮国籍を取得した当該船舶又は航空機の場合 初めて本邦に回航されて使用に供される時</u> <u>ロ 本邦内にある外国籍の船舶又は航空機の場合 本邦の国籍又は仮国籍を取得して使用に供される時</u> <u>(3) 郵便物（関税法施行令第64条に規定する郵便物を除く。）により輸入された輸入促進対象製品の場合 名あて人に交付された時</u> <u>(4) 収容又は留置された輸入促進対象製品で公売又は売却されたもの及び郵便法の規定により売却されたものの場合 買受人が買い受けた時</u> <u>(注) 関税法第2条第3項の規定により輸入とみなされる使用又は消費があらかじめ輸入の許可を受けることなく行われた場合には、当該使用又は消費が行われた時が輸入の時となることに留意する。</u> <u>(輸入の委託の意義)</u> <u>10の6—8 措置法令第5条の8第3項に規定する輸入の委託は、輸入を行う者に対して直接その取得する輸入促進対象製品を指定して行う輸入の委託である限り、当該輸入を行う者は外国法人の本邦における販売総代理店又は支店、営業所、事務所等（以下10の6—10及び10の6—11において「支店等」という。）であるかどうかは問わないことに留意する。</u> <u>(注) 輸入を行う者以外の者に委託して輸入促進対象製品の輸入を行った場合には、当該輸入は同項に規定する輸入の委託に該当しないことに留意する。</u> <u>(委託を受けて行った輸入であることを証する書類)</u> <u>10の6—9 措置法令第5条の8第3項に規定する委託を受けて行った輸入であることを証する書類は、付表の書式（これに準ずる書式を含む。）による。</u> <u>(注) 1 「番号」欄には、その輸入促進対象製品に係る平成2年3月31日付通</u>

商産業省告示第 130号別表に掲げる番号（当該番号が4桁又は6桁のものである場合には、同別表注1に規定する「輸出統計品目表及び輸入統計品目表を定める等の件」に定める統計細分の番号を含む9桁の番号による。以下10の6—12及び10の6—18において同じ。）を記載する。

2 当該書類は、各年ごと等一定の期間において委託を受けて行った輸入につき、まとめて作成して差し支えない。

付表省略

（廃止）

（無償による輸入促進対象製品の輸入）

10の6—10 措置法令第5条の8第4項第2号に規定する「無償による輸入促進対象製品の輸入」とは、輸入促進対象製品の輸入をした者（当該輸入が同条第3項の規定に該当する場合には、当該輸入の委託をした者を含む。）が当該輸入促進対象製品の取得等の対価の額につき支払を要しない場合（当該対価の額につき相殺する場合を除く。）の当該輸入促進対象製品の輸入をいうのであるから、例えば、他の者から贈与を受けた見本品、試供品、予備部品等で輸入促進対象製品に該当するものの輸入のほか、加工又は修繕のためにする輸入促進対象製品の輸入（同条第4項第4号の規定に該当する輸入を除く。）がこれに含まれる。

（注）国外に所在する支店等が有償により取得又は製作をした輸入促進対象製品の輸入は、同項第2号に規定する無償による輸入促進対象製品の輸入に該当しない。

（廃止）

（その他の事由による輸入）

10の6—11 措置法令第5条の8第4項第6号に規定する「自己が輸出をした輸入促進対象製品の返品その他の事由による輸入」には、例えば、自己が輸出をした輸入促進対象製品の次に掲げるような輸入が該当する。

（1）輸入促進対象製品が違約品であったことにより返品を受けた場合の当該

改 正 後	改 正 前
(廃止)	<u>輸入促進対象製品の輸入</u> (2) <u>譲渡した輸入促進対象製品について相手方の代金の支払遅延等の理由により契約を解除したことに伴い取戻しをした場合の当該輸入促進対象製品の輸入</u> (3) <u>賃貸した輸入促進対象製品の返却を受けた場合の当該輸入促進対象製品の輸入</u> (4) <u>国外に所在する支店等へ輸出をした輸入促進対象製品につき当該国外に所在する支店等から国内に所在する本店又は支店等へ移管した場合の当該輸入促進対象製品の輸入</u> <u>(加工又は修繕の範囲)</u> <u>10の6—12 措置法令第5条の8第4項第8号に規定する「加工又は修繕のために輸出をした輸入促進対象製品の輸入」とは、例えば次に掲げるような輸入をいう。</u> (1) <u>加工のために輸出をした輸入促進対象製品の輸入にあっては、加工を加えた後の当該輸入促進対象製品が当該加工を加える前の特性を有する場合における当該輸入促進対象製品の輸入。この場合において、当該輸入をした輸入促進対象製品が当該加工を加える前の特性を有するかどうかは、当該加工のために輸出をした輸入促進対象製品につき当該輸出時に輸入をするものとした場合に、当該輸入促進対象製品が平成2年3月31日付通商産業省告示第130号別表に掲げる番号ごとに分類されるときに当該輸入促進対象製品が属する分類に係る番号と当該加工を加えた後の輸入促進対象製品が属する分類に係る同別表に掲げる番号とが同一であるかどうかにより判定するものとする。</u> (2) <u>修繕のために輸出をした輸入促進対象製品の輸入にあっては、当該輸入</u>

	<u>促進対象製品の機能等が低下した箇所を元の状態に修復した場合における当該輸入促進対象製品の輸入</u>
(廃止)	<u>(違約品の範囲—品質又は数量等の意義)</u> <u>10の6—13 措置法第10条の6第2項に規定する品質又は数量等(以下10の6—14において「品質等」という。)には、組成、成分、材質、構造、性能、仕様、規格及びデザインが含まれる。</u>
(廃止)	<u>(違約品の範囲—契約の内容と相違することの意義)</u> <u>10の6—14 措置法第10条の6第2項に規定する「品質又は数量等が契約の内容と相違する輸入促進対象製品」とは、輸入促進対象製品の取引に係る契約に定める品質等と当該契約に基づき輸入された輸入促進対象製品の品質等とが相違する場合の当該輸入促進対象製品をいうほか、次に掲げる場合の輸入促進対象製品を含むことに留意する。</u> <u>(1) 契約の内容には品質等についての取決めはないが、製造者又は輸出者から公表されている品質等と輸入された輸入促進対象製品の品質等とが相違する場合の当該輸入促進対象製品</u> <u>(2) 契約に定められ又は公表された内容である品質等と輸入された輸入促進対象製品の品質等とが形式的には合致するが、契約の段階では想定できない不測の事態あるいは見込み違いがあり、製造業者が契約当初に期待していたような効果が得られない場合の当該輸入促進対象製品。ただし、この場合であっても、その見込み違いが投機的色彩の濃いことによるもの又は通常承知しておくべき条件(例えば、その輸出入又は販売の業務上必要とする法律的条件等)を承知していなかったことによるものについては、契約の内容と相違する輸入促進対象製品には含まない。</u>
(廃止)	<u>(違約品の範囲—輸入の時における性質及び形状を変えないことの意義)</u> <u>10の6—15 措置法第10条の6第2項に規定する「輸入の時における性質及び</u>

改 正 後	改 正 前
(廃止) (廃止)	<u>形状を変えない」こととは、輸入された違約品に該当する輸入促進対象製品につきその性質及び形状に実質的な変化を加えないことをいい、棒、板、布地等の素材としての性質及び形状を失わない程度の切断、改装、単なる分離その他これらに類する行為を加えること及び経済的な効用を発揮しない試験的使用により損傷を与えることは、これに含まれる。ただし、試験的使用により損傷を与える場合であっても、その損傷が輸入者又は使用者の瑕疵によるときは、この限りでない。</u> <u>(注) 輸入された違約品に該当する輸入促進対象製品が機械類でその形状が変化していない場合であっても、当該機械類が通常必要とされる試験期間を超え、本格的に使用された場合には、その性質に変更を加えたものとする。</u> <u>(違約品の輸出の範囲)</u> <u>10の6－16 製造業者が、平成元年（昭和64年1月1日から平成元年12月31日までの期間をいう。）から適用年の前年までの各年又は当該適用年において、昭和63年以前の各年において輸入をした輸入促進対象製品で措置法第10条の6第2項に規定する違約品に該当するものをその輸入の時における性質及び形状を変えないで返品のため輸出をした場合においても、当該違約品については、同項の規定を適用することに留意する。</u> <u>(違約品の輸出の時期)</u> <u>10の6－17 措置法第10条の6第2項に規定する違約品の輸出の時期は、外国に仕向けられた船舶等に外国に向けて当該違約品を積み込んだ時とし、次に掲げる場合においては、それぞれ次に掲げる時とする。ただし、輸出のため出荷した時等合理的な基準によっているときは、これを認める。</u> <u>(1) 違約品である船舶又は航空機の輸出の場合 外国の国籍又は仮国籍を取</u>

(廃 止)

得した後初めて本邦を出発する時（外国における引渡しのため回航される
ものにあつては、その回航のため初めて本邦を出発する時）

- (2) 違約品の郵便物での輸出の場合 通関局において税関検査が終了した時
- (3) 本船扱いの承認を受けて輸出をしようとする違約品を外国貿易船に積み
込んだ後、輸出の許可を受けた場合 その輸出の許可を受けた時
- (4) 本船扱いの承認を受けて輸出をしようとする違約品を外国貿易船に積み
込んだ後、輸出の許可前にその船舶が外国に向けて航行を開始した場合
その航行を開始した時

（同種の輸入促進対象製品であるかどうかの判定）

10の6－18 適用年において輸入をした輸入促進対象製品が、措置法第10条の
6第3項第1号に規定する他の者が輸入を行った輸入促進対象製品で同条第
1項第2号に規定する基準年（以下この項において「基準年」という。）にお
いて購入していたもの（その輸入の時ににおける性質及び形状を変えないで購
入していたものに限る。）と同種のものであるかどうかは、これらの輸入促進
対象製品が、平成2年3月31日付通商産業省告示第130号別表に掲げる輸入
促進対象製品の同一の番号に係る分類に属するものであるかどうかによって
判定するものとする。

適用年において輸入をした輸入促進対象製品が、同条第3項第2号に規定
する個人の特殊関係者（措置法令第5条の8第9項に規定する特殊の関係の
ある者をいう。）が基準年において輸入していた輸入促進対象製品と同種のも
のであるかどうかの判定についても、同様とする。

(注) それぞれの輸入促進対象製品が同別表に掲げる同一の番号に係る分類に
属するものである限り、それぞれの組成、成分、材質、構造、性能、仕
様、規格、デザイン等が異なるものであつても、当該それぞれの輸入促進
対象製品は、同種の輸入促進対象製品に該当する。

改 正 後	改 正 前
(廃止)	(その他これに類する事実) <u>10の6-19 措置法令第5条の8第9項第7号に規定する「その他これに類する事実」とは、例えば、一方の者が他方の者から提供される事業活動の基本となる工業所有権(特許権、実用新案権、意匠権及び商標権をいう。)、ノウハウ等に依存してその事業活動を行っているような事実をいう。</u>
(廃止)	(値引き、割戻し等があった場合の製品輸入額) <u>10の6-20 輸入促進対象製品の輸入をした後において当該輸入促進対象製品につき値引き、割戻しその他これらに準ずるもの(以下この項において「値引き等」という。)を受けた場合(当該輸入促進対象製品の返品につき措置法第10条の6第2項の規定の適用がある場合を除く。)であっても、当該値引き等の額については、関税定率法第4条から第4条の8までの規定を準用して適用するとした場合に課税価格の算定上控除されることとなる金額を除き、措置法第10条の6第5項第2号に規定する製品輸入額から控除しないことに留意する。</u>
(廃止)	(新規指定製品の違約品等に係る製品輸入額の減額等) <u>10の6-21 措置法第10条の6第2項から第4項までの規定は、措置法令第5条の8第15項又は第16項の規定の適用を受ける場合においてもその適用があることに留意する。</u>
(廃止)	(中小企業者であるかどうかの判定の時期) <u>10の6-22 措置法第10条の6第1項に規定する中小企業者に該当する個人であるかどうかは、その年12月31日の現況によって判定するものとする。</u>

(廃止)

第10条の6 ((中小企業者が機械等を取得した場合等の特別償却又は所得税額の特別控除))関係

(年の中途において中小企業者に該当しなくなった場合の適用)

10の6—1 年の中途において措置法第10条の6第1項に規定する中小企業者に該当しないこととなった場合においても、その該当しないこととなった日前に、取得若しくは製作(以下10の6関係において「取得等」という。)をして同項に規定する事業(以下10の6関係において「指定事業」という。)の用に供した同項に規定する特定機械装置等又は賃借をして指定事業の用に供した措置法令第5条の8第8項に規定する特定機械等(指定事業の用に供した日の属する年の12月31日まで引き続き当該指定事業の用に供しているものに限る。)については、措置法第10条の6第1項、第3項又は第4項の規定の適用があることに留意する。

この場合において、措置法規則第5条の11第3項に規定する特定機械装置等に係る取得価額の合計額又は同条第5項に規定する特定機械等に係るリース費用の総額の合計額がこれらの項に規定する金額以上であるかどうかは、その中小企業者に該当していた期間内に取得等又は賃借をして指定事業の用に供していたもの(賃借に係る特定機械等については、指定事業の用に供した日の属する年の12月31日まで引き続き当該指定事業の用に供しているものに限る。)の取得価額又はリース費用の総額の合計額によって判定するものとする。

(取得価額の判定単位)

10の6—2 措置法令第5条の8第2項に規定する機械及び装置又は器具及び

(当該金額として記載された金額)

10の6—23 措置法第10条の6第7項に規定する「当該金額として記載された金額」の意義については、10—10の取扱いを準用する。

第10条の7 ((中小企業者が機械等を取得した場合等の特別償却又は所得税額の特別控除))関係

(年の中途において中小企業者に該当しなくなった場合の適用)

10の7—1 年の中途において措置法第10条の7第1項に規定する中小企業者に該当しないこととなった場合においても、その該当しないこととなった日前に、取得若しくは製作(以下10の7関係において「取得等」という。)をして同項に規定する事業(以下10の7関係において「指定事業」という。)の用に供した同項に規定する特定機械装置等又は賃借をして指定事業の用に供した措置法令第5条の8の2第8項に規定する特定機械等(指定事業の用に供した日の属する年の12月31日まで引き続き当該指定事業の用に供しているものに限る。)については、措置法第10条の7第1項、第3項又は第4項の規定の適用があることに留意する。

この場合において、措置法規則第5条の11の2第3項に規定する特定機械装置等に係る取得価額の合計額又は同条第5項に規定する特定機械等に係るリース費用の総額の合計額がこれらの項に規定する金額以上であるかどうかは、その中小企業者に該当していた期間内に取得等又は賃借をして指定事業の用に供していたもの(賃借に係る特定機械等については、指定事業の用に供した日の属する年の12月31日まで引き続き当該指定事業の用に供しているものに限る。)の取得価額又はリース費用の総額の合計額によって判定するものとする。

(取得価額の判定単位)

10の7—2 措置法令第5条の8の2第2項に規定する機械及び装置又は器具

改 正 後	改 正 前
備品の1台又は1基の取得価額が <u>160万円以上</u>又は100万円以上であるかどうかについては、通常1単位として取引される単位ごとに判定するのであるが、個々の機械及び装置の本体と同時に設置する自動調整装置又は原動機のような附属機器で当該本体と一体になって使用するものがある場合には、これらの附属機器を含めたところによりその判定を行うことができるものとする。 (注) 措置法規則第5条の11第1項各号に規定する器具及び備品の取得価額の合計額が100万円以上であるかどうかについては、当該各号ごとに判定することに留意する。 (国庫補助金等をもって取得等した特定機械装置等の取得価額) 10の6—3 措置法令第5条の8第2項に規定する機械及び装置又は器具及び備品の取得価額が <u>160万円以上</u>又は100万円以上であるかどうかを判定する場合において、当該機械及び装置又は器具及び備品が法第42条第1項の規定の適用を受ける同項に規定する国庫補助金等をもって取得されたもの又は同条第2項各号に掲げるものであるときは、令第90条各号の規定により計算した金額に基づいてその判定を行うものとする。 (主たる事業でない場合の適用) 10の6—4 個人の営む事業が指定事業に該当するかどうかは、当該個人が主たる事業としてその事業を営んでいる必要はないのであるから留意する。 (事業の判定) 10の6—5 個人の営む事業が指定事業に該当するかどうかは、おおむね日本標準産業分類(総務省)の分類を基準として判定する。	及び備品の1台又は1基の取得価額が <u>230万円以上</u>又は100万円以上であるかどうかについては、通常1単位として取引される単位ごとに判定するのであるが、個々の機械及び装置の本体と同時に設置する自動調整装置又は原動機のような附属機器で当該本体と一体になって使用するものがある場合には、これらの附属機器を含めたところによりその判定を行うことができるものとする。 (注) 措置法規則第5条の11の2第1項各号に規定する器具及び備品の取得価額の合計額が100万円以上であるかどうかについては、当該各号ごとに判定することに留意する。 (国庫補助金等をもって取得等した特定機械装置等の取得価額) 10の7—3 措置法令第5条の8の2第2項に規定する機械及び装置又は器具及び備品の取得価額が <u>230万円以上</u>又は100万円以上であるかどうかを判定する場合において、当該機械及び装置又は器具及び備品が法第42条第1項の規定の適用を受ける同項に規定する国庫補助金等をもって取得されたもの又は同条第2項各号に掲げるものであるときは、令第90条各号の規定により計算した金額に基づいてその判定を行うものとする。 (主たる事業でない場合の適用) 10の7—4 個人の営む事業が指定事業に該当するかどうかは、当該個人が主たる事業としてその事業を営んでいる必要はないのであるから留意する。 (事業の判定) 10の7—5 個人の営む事業が指定事業に該当するかどうかは、おおむね日本標準産業分類(総務省)の分類を基準として判定する。

(注) 措置法規則第5条の11第4項第10号に掲げる「サービス業」については、日本標準産業分類の「大分類H 情報通信業」(「中分類37 通信業」を除く。)、「小分類 693 駐車場業」、「中分類72 宿泊業」、「大分類N 医療、福祉」、「大分類O 教育、学習支援業」、「中分類79 協同組合(他に分類されないもの)」及び「大分類Q サービス業(他に分類されないもの)」(「小分類 831 旅行業」を除く。)に分類する事業が該当する。

(その他これらの事業に含まれないもの)

10の6—6 措置法規則第5条の11第4項第2号のかっこ書料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブに類する事業には、例えば、大衆酒場及びビヤホールのように一般大衆が日常利用する飲食店は含まれないものとする。

(指定事業とその他の事業とに共通して使用される特定機械装置等又は特定機械等)

10の6—7 指定事業とその他の事業とを営む個人が、その取得等又は賃借をした特定機械装置等(措置法第10条の6第1項に規定する特定機械装置等をいう。以下10の6—10までにおいて同じ。)又は特定機械等(措置法令第5条の8第8項に規定する特定機械等をいう。以下10の6—14までにおいて同じ。)をそれぞれの事業に共通して使用している場合には、その全部を指定事業の用に供したものととして措置法第10条の6第1項、第3項又は第4項の規定を適用する。

(貸付けの用に供したものに該当しない資産の貸与)

10の6—8 措置法第10条の6第1項に規定する中小企業者である個人が、その取得等又は賃借をした特定機械装置等又は特定機械等を自己の下請業者に貸与した場合において、当該特定機械装置等又は特定機械等が専ら当該個人のためにする製品の加工等の用に供されるものであるときは、当該特定機械

(注) 措置法規則第5条の11の2第4項に規定する同規則第5条の9第2項第10号の「サービス業」については、日本標準産業分類の「大分類L サービス業」に分類する事業が該当する。

(その他これらの事業に含まれないもの)

10の7—6 措置法規則第5条の11の2第4項に規定する同規則第5条の9第2項第2号かっこ書料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブに類する事業には、例えば、大衆酒場及びビヤホールのように一般大衆が日常利用する飲食店は含まれないものとする。

(指定事業とその他の事業とに共通して使用される特定機械装置等又は特定機械等)

10の7—7 指定事業とその他の事業とを営む個人が、その取得等又は賃借をした特定機械装置等(措置法第10条の7第1項に規定する特定機械装置等をいう。以下10の7—10までにおいて同じ。)又は特定機械等(措置法令第5条の8の2第8項に規定する特定機械等をいう。以下10の7—14までにおいて同じ。)をそれぞれの事業に共通して使用している場合には、その全部を指定事業の用に供したものととして措置法第10条の7第1項、第3項又は第4項の規定を適用する。

(貸付けの用に供したものに該当しない資産の貸与)

10の7—8 措置法第10条の7第1項に規定する中小企業者である個人が、その取得等又は賃借をした特定機械装置等又は特定機械等を自己の下請業者に貸与した場合において、当該特定機械装置等又は特定機械等が専ら当該個人のためにする製品の加工等の用に供されるものであるときは、当該特定機械

改 正 後	改 正 前
装置等又は特定機械等は当該個人の営む事業の用に供したものととして措置法第10条の6第1項、第3項又は第4項の規定を適用する。 (附属機器等の同時設置の意義) 10の6—9 措置法規則第5条の11第1項各号において本体と同時に設置することを条件として特定機械装置等に該当する旨の定めのある附属の機器等には、一の計画に基づき本体を設置してから相当期間内に設置するこれらの附属の機器等が含まれるものとする。 (特定機械装置等の対価につき値引きがあった場合の税額控除限度額の計算) 10の6—10 特定機械装置等を指定事業の用に供した日の属する年の翌年以後の年において当該特定機械装置等の対価の額につき値引きがあった場合には、その指定事業の用に供した年にさかのぼって当該値引きのあった特定機械装置等に係る措置法第10条の6第3項に規定する税額控除限度額の修正を行うものとする。 (物品賃貸業の意義) 10の6—11 措置法第10条の6第4項に規定する物品賃貸業とは、不特定又は多数の者に対して相当の対価を得て継続的に物品の賃貸を行う事業をいう。 (注) 同項に規定する物品賃貸業は、主たる事業としてその事業を営んでいる必要はないのであるから留意する。 (特殊の減価償却資産の耐用年数) 10の6—12 リース契約(措置法令第5条の8第8項第1号に規定するリース契約をいう。以下10の6—14までにおいて同じ。)に係る特定機械等が、耐用	装置等又は特定機械等は当該個人の営む事業の用に供したものととして措置法第10条の7第1項、第3項又は第4項の規定を適用する。 (附属機器等の同時設置の意義) 10の7—9 措置法規則第5条の11の2第1項各号において本体と同時に設置することを条件として特定機械装置等に該当する旨の定めのある附属の機器等には、一の計画に基づき本体を設置してから相当期間内に設置するこれらの附属の機器等が含まれるものとする。 (特定機械装置等の対価につき値引きがあった場合の税額控除限度額の計算) 10の7—10 特定機械装置等を指定事業の用に供した日の属する年の翌年以後の年において当該特定機械装置等の対価の額につき値引きがあった場合には、その指定事業の用に供した年にさかのぼって当該値引きのあった特定機械装置等に係る措置法第10条の7第3項に規定する税額控除限度額の修正を行うものとする。 (物品賃貸業の意義) 10の7—11 措置法第10条の7第4項に規定する物品賃貸業とは、不特定又は多数の者に対して相当の対価を得て継続的に物品の賃貸を行う事業をいう。 (注) 同項に規定する物品賃貸業は、主たる事業としてその事業を営んでいる必要はないのであるから留意する。 (特殊の減価償却資産の耐用年数) 10の7—12 リース契約(措置法令第5条の8の2第8項第1号に規定するリース契約をいう。以下10の7—14までにおいて同じ。)に係る特定機械等が、

年数省令別表第五から別表第八までに掲げる減価償却資産のいずれかに該当するもの又は令第 130 条の規定による耐用年数の短縮の承認を受けたものである場合には、これらの別表に掲げる耐用年数又はその承認に係る年数を基礎として当該特定機械等のリース契約が同号の要件に該当するかどうかを判定することに留意する。

(リース費用の均等支払の判定)

10の6—13 特定機械等に係るリース契約の締結に当たってその契約の履行を担保するための保証金等を支払うこととされている場合において、その金額がリース契約の締結に当たって通常授受される程度のものであるときは、当該保証金等がリース契約期間終了直前の一定期間のリース料等に充当することとされているときであっても、当該リース契約が措置法令第5条の8第8項第3号の要件に該当するかどうかは、その保証金等の支払がないものとして判定したところによることができるものとする。

(リース費用に含まれない費用)

10の6—14 措置法令第5条の8第10項に規定する「政令で定める費用の総額」には、その賃借する特定機械等に係るソフトウェアの費用(当該特定機械等に組み込まれているいわゆる基本ソフトウェアに係るものを除く。)、リース契約に基づく賃借料とは別に支払う当該特定機械等の引取運賃等は含まれないことに留意する。

(所得税額の特別控除の計算の基礎となる各種所得の金額)

10の6—15 措置法令第5条の8第7項に規定する「……………利子所得の金額、配当所得の金額、……………又は雑所得の金額」とは、いわゆる黒字の金額をいうのであることに留意する。

耐用年数省令別表第五から別表第八までに掲げる減価償却資産のいずれかに該当するもの又は令第 130 条の規定による耐用年数の短縮の承認を受けたものである場合には、これらの別表に掲げる耐用年数又はその承認に係る年数を基礎として当該特定機械等のリース契約が同号の要件に該当するかどうかを判定することに留意する。

(リース費用の均等支払の判定)

10の7—13 特定機械等に係るリース契約の締結に当たってその契約の履行を担保するための保証金等を支払うこととされている場合において、その金額がリース契約の締結に当たって通常授受される程度のものであるときは、当該保証金等がリース契約期間終了直前の一定期間のリース料等に充当することとされているときであっても、当該リース契約が措置法令第5条の8の2第8項第3号の要件に該当するかどうかは、その保証金等の支払がないものとして判定したところによることができるものとする。

(リース費用に含まれない費用)

10の7—14 措置法令第5条の8の2第10項に規定する「政令で定める費用の総額」には、その賃借する特定機械等に係るソフトウェアの費用(当該特定機械等に組み込まれているいわゆる基本ソフトウェアに係るものを除く。)、リース契約に基づく賃借料とは別に支払う当該特定機械等の引取運賃等は含まれないことに留意する。

(所得税額の特別控除の計算の基礎となる各種所得の金額)

10の7—15 措置法令第5条の8の2第7項に規定する「……………利子所得の金額、配当所得の金額、……………又は雑所得の金額」とは、いわゆる黒字の金額をいうのであることに留意する。

改 正 後	改 正 前
(当該金額として記載された金額) <u>10の6—16</u> 措置法第10条の6第8項及び第9項に規定する「当該金額として記載された金額」の意義については、10—10の取扱いを準用する。 第11条((特定設備等の特別償却))関係 (附属機器等の同時設置の意義) 11—5 昭和48年5月29日付大蔵省告示第69号(租税特別措置法第11条第1項の表の第1号及び第3号の規定の適用を受ける機械その他の減価償却資産及び期間を指定する件の告示。以下<u>11—8</u>及び<u>11—11</u>までにおいて「告示」という。)別表において本体と同時に設置することを条件として特別償却の対象とする旨の定めのある附属の機器等には、一の計画に基づき本体を設置してから相当期間内に設置するこれらの附属の機器等が含まれるものとする。 同条第8項に規定する機械及び装置の1台又は1基の取得価額が3億円、2億円又は1億円を超えるかどうかの判定についても、同様とする。 (取得価額の判定単位) 11—6 措置法令第5条の9第1項に規定する機械その他の減価償却資産の1台又は1基の取得価額が150万円以上又は<u>230万円以上</u>であるかどうかについては、通常1単位として取引される単位ごとに判定するのであるが、個々の機械及び装置の本体と同時に設置する自動調整装置又は電源装置のような附属機器で当該本体と一体となって使用するものがある場合には、これらの附属機器を含めたところによりその判定を行うことができるものとする。 同条第7項に規定する機械及び装置の1台又は1基の取得価額が3億円、2億円又は1億円を超えるかどうかの判定についても、同様とする。	(当該金額として記載された金額) <u>10の7—16</u> 措置法第10条の7第8項及び第9項に規定する「当該金額として記載された金額」の意義については、10—10の取扱いを準用する。 第11条((特定設備等の特別償却))関係 (附属機器等の同時設置の意義) 11—5 昭和48年5月29日付大蔵省告示第69号(租税特別措置法第11条第1項の表の第1号、<u>第2号</u>及び<u>第4号</u>の規定の適用を受ける機械その他の減価償却資産及び期間を指定する件の告示。以下<u>11—7</u>までにおいて「告示」という。)別表において本体と同時に設置することを条件として特別償却の対象とする旨の定めのある附属の機器等には、一の計画に基づき本体を設置してから相当期間内に設置するこれらの附属の機器等が含まれるものとする。 同条第8項に規定する機械及び装置の1台又は1基の取得価額が3億円、2億円又は1億円を超えるかどうかの判定についても、同様とする。 (取得価額の判定単位) 11—6 措置法令第5条の9第1項に規定する機械その他の減価償却資産の1台又は1基の取得価額が150万円以上又は<u>200万円以上</u>であるかどうかについては、通常1単位として取引される単位ごとに判定するのであるが、個々の機械及び装置の本体と同時に設置する自動調整装置又は電源装置のような附属機器で当該本体と一体となって使用するものがある場合には、これらの附属機器を含めたところによりその判定を行うことができるものとする。 同条第7項に規定する機械及び装置の1台又は1基の取得価額が3億円、2億円又は1億円を超えるかどうかの判定についても、同様とする。

(国庫補助金等をもって取得等した減価償却資産の取得価額)

11－7 措置法令第5条の9第1項に規定する機械その他の減価償却資産の取得価額が150万円以上又は230万円以上であるかどうかを判定する場合において、その機械その他の減価償却資産が法第42条第1項の規定の適用を受ける同項に規定する国庫補助金等をもって取得されたもの又は同条第2項各号に掲げるものであるときは、令第90条各号の規定により計算した金額に基づいてその判定を行うものとする。

措置法令第5条の9第7項に規定する機械及び装置の取得価額が3億円、2億円又は1億円を超えるかどうかの判定についても、同様とする。

〔公害防止設備〕

(中古資産に公害防止の減価償却資産を設置した場合)

11－8 告示別表1、別表3及び別表4に定める機械その他の減価償却資産で、建物、構築物又は機械及び装置（以下この項において「建物等」という。）の一部を構成するものを取得し、これを従来から所有している建物等に新たに設置した場合にも、その取得した機械その他の減価償却資産については、措置法第11条第1項の表の第1号に掲げる機械その他の減価償却資産として、同条の規定による特別償却ができることに留意する。

(海洋運輸業又は沿海運輸業の意義)

11－12 措置法令第5条の9第6項に規定する海洋運輸業又は沿海運輸業とは、海洋又は沿海における運送営業に限られるから、たとえ海上運送法の規定により船舶運航事業を営もうとする旨の届出をしていますが、専ら自家貨物の運送を行う場合には、その営む運送は、海洋運輸業又は沿海運輸業に該当しないことに留意する。

(注) 同項に規定する海洋運輸業又は沿海運輸業については、日本標準産業分

(国庫補助金等をもって取得等した減価償却資産の取得価額)

11－7 措置法令第5条の9第1項に規定する機械その他の減価償却資産の取得価額が150万円以上又は200万円以上であるかどうかを判定する場合において、その機械その他の減価償却資産が法第42条第1項の規定の適用を受ける同項に規定する国庫補助金等をもって取得されたもの又は同条第2項各号に掲げるものであるときは、令第90条各号の規定により計算した金額に基づいてその判定を行うものとする。

措置法令第5条の9第7項に規定する機械及び装置の取得価額が3億円、2億円又は1億円を超えるかどうかの判定についても、同様とする。

〔公害防止設備〕

(中古資産に公害防止の減価償却資産を設置した場合)

11－8 告示別表1及び別表2に定める機械その他の減価償却資産で、建物、構築物又は機械及び装置（以下この項において「建物等」という。）の一部を構成するものを取得し、これを従来から所有している建物等に新たに設置した場合にも、その取得した機械その他の減価償却資産については、措置法第11条第1項の表の第1号に掲げる機械その他の減価償却資産として、同条の規定による特別償却ができることに留意する。

(海洋運輸業又は沿海運輸業の意義)

11－12 措置法令第5条の9第6項に規定する海洋運輸業又は沿海運輸業とは、海洋又は沿海における運送営業に限られるから、たとえ海上運送法の規定により船舶運航事業を営もうとする旨の届出をしていますが、専ら自家貨物の運送を行う場合には、その営む運送は、海洋運輸業又は沿海運輸業に該当しないことに留意する。

(注) 同項に規定する海洋運輸業又は沿海運輸業については、日本標準産業分

改 正 後	改 正 前
類（総務省）の「<u>小分類 451 外航海運業</u>」又は「<u>小分類 452 沿海海運業</u>」に分類する事業が該当する。 第11条の2（（地震防災対策用資産の特別償却））関係 （地震防災対策用資産を事業の用に供した日の判定） 11の2－2 措置法第11条の2第1項の規定を適用する場合における同項に規定する地震防災対策用資産を事業の用に供した日は、当該地震防災対策用資産をその設置場所に設置した日によるものとする。 （注）措置法規則第5条の13第1項第1号に掲げる動力消防ポンプには、動力消防ポンプの技術上の規格を定める省令第2条第2号及び第3号に掲げる消防ポンプが含まれる。 第11条の5（（特定電気通信設備等の特別償却））関係 （附属機器等の同時設置の意義） 11の5－2 措置法規則第5条の16第4項各号において本体と同時に設置することを条件として特定電気通信設備等に該当する旨の定めのある附属の機器等には、一の計画に基づき本体を設置してから相当期間内に設置するこれらの附属の機器等が含まれるものとする。 第11条の6（（商業施設等の特別償却））関係 （事業の判定） 11の6－2 措置法第11条の6第1項の表の第1号に規定する中小小売商業者	類（総務省）の「<u>小分類 421 外航海運業</u>」又は「<u>小分類 422 沿海海運業</u>」に分類する事業が該当する。 第11条の2（（地震防災対策用資産の特別償却））関係 （地震防災対策用資産を事業の用に供した日の判定） 11の2－2 措置法第11条の2第1項の規定を適用する場合における同項の表の第1号の中欄に規定する地震防災対策用資産を事業の用に供した日は、当該地震防災対策用資産をその設置場所に設置した日によるものとする。 （注）措置法規則第5条の13第1項第1号に掲げる動力消防ポンプには、動力消防ポンプの技術上の規格を定める省令第2条第2号及び第3号に掲げる消防ポンプが含まれる。 第11条の5（（特定電気通信設備等の特別償却））関係 （附属機器等の同時設置の意義） 11の5－2 措置法規則第5条の16第3項各号において本体と同時に設置することを条件として特定電気通信設備等に該当する旨の定めのある附属の機器等には、一の計画に基づき本体を設置してから相当期間内に設置するこれらの附属の機器等が含まれるものとする。 第11条の6（（商業施設等の特別償却））関係 （事業の判定） 11の6－2 措置法第11条の6第1項の表の第1号に規定する中小小売商業者

等の営む事業が中小小売商業振興法第2条第2項に規定する小売業又は同法第6条第1号に規定するサービス業に該当するかどうかは、おおむね日本標準産業分類（総務省）の分類を基準として判定する。

(注)1 「小売業」については、日本標準産業分類の「中分類55 各種商品小売業」から「中分類60 その他の小売業」まで、「中分類70 一般飲食店」及び「中分類71 遊興飲食店」が該当する。

2 「サービス業」については、日本標準産業分類の「大分類H 情報通信業」（「中分類37 通信業」を除く。）、「小分類 693 駐車場業」、「中分類72 宿泊業」、「大分類N 医療、福祉」、「大分類O 教育、学習支援業」、「中分類79 協同組合（他に分類されないもの）」及び「大分類Q サービス業（他に分類されないもの）」（「小分類 831 旅行業」を除く。）に分類する事業が該当する。

第12条（（特定地域における工業用機械等の特別償却）関係）

（生産等設備の範囲）

12-1 措置法令第6条の5第2項に規定する生産等設備は、製造の事業又は同条第3項、第8項、第10項、第12項若しくは第13項に規定する事業の用に直接供される減価償却資産で構成されているものをいう。したがって、例えば、本店、販売所、寄宿舍等の建物、事務用器具備品、乗用自動車、福利厚生施設のようなものは、これに該当しない。

（一の生産等設備の取得価額基準の判定）

12-3 措置法令第6条の5第2項の一の生産等設備を構成する減価償却資産の取得価額の合計額が 2,800万円、1,000万円、2,300万円又は 2,500万円を超えるかどうかの判定は、当該減価償却資産のうち措置法第12条以外の特別償却等の適用を受けるものの取得価額を含めたところによる。

等の営む事業が中小小売商業振興法第2条第2項に規定する小売業又は同法第6条第1号に規定するサービス業に該当するかどうかは、おおむね日本標準産業分類（総務省）の分類を基準として判定する。

(注)1 「小売業」については、日本標準産業分類の「大分類I 卸売業・小売業、飲食店」のうち、「中分類54 各種商品小売業」から「中分類61 その他の飲食店」までが該当する。

2 「サービス業」については、日本標準産業分類の「大分類L サービス業」が該当する。

第12条（（低開発地域等における工業用機械等の特別償却）関係）

（生産等設備の範囲）

12-1 措置法令第6条の5第2項に規定する生産等設備は、製造の事業又は同条第3項、第8項、第10項若しくは第11項に規定する事業の用に直接供される減価償却資産で構成されているものをいう。したがって、例えば、本店、販売所、寄宿舍等の建物、事務用器具備品、乗用自動車、福利厚生施設のようなものは、これに該当しない。

（一の生産等設備の取得価額基準の判定）

12-3 措置法令第6条の5第2項の一の生産等設備を構成する減価償却資産の取得価額の合計額が 2,500万円、1,000万円又は 2,300万円を超えるかどうかの判定は、当該減価償却資産のうち措置法第12条以外の特別償却等の適用を受けるものの取得価額を含めたところによる。

改 正 後	改 正 前
(国庫補助金等をもって取得等した減価償却資産の取得価額) 12—4 措置法令第6条の5第2項に規定する一の生産等設備を構成する減価償却資産のうちに、法第42条第1項の規定の適用を受ける同項に規定する国庫補助金等をもって取得されたもの若しくは同条第2項各号に掲げるものがある場合又は措置法第33条の6第2項、同法第37条の3第3項若しくは同法第37条の5第2項の規定により同法第12条の規定の適用がないこととされるものがある場合において、同令第6条の5第2項に規定する取得価額の合計額が <u>2,800万円、1,000万円、2,300万円又は2,500万円</u>を超えるかどうかを判定するときは、令第90条各号、措置法第33条の6第1項、同法第37条の3第1項又は同法第37条の5第3項の規定にかかわらず、実際の取得価額によるものとする。 (注) 法第42条の規定の適用を受けた減価償却資産が措置法第12条第1項に規定する工業用機械等に該当する場合には、同項に規定する取得価額は、令第90条各号の規定により計算した金額によることに留意する。 (工場用又は作業場用等の建物及びその附属設備の意義) 12—8 措置法第12条第1項に規定する工場用の建物及びその附属設備並びに措置法令第6条の5第4項、<u>第11項及び第12項</u>に規定する作業場用等の建物及びその附属設備には、次に掲げる建物及びその附属設備を含むことに取り扱う。 (1) 工場又は作業場等の構内にある守衛所、詰所、自転車置場、浴場その他これらに類するもので工場用又は作業場用等の建物としての耐用年数を適用するもの及びこれらの建物の附属設備 (2) 発電所又は変電所の用に供する建物及びこれらの建物の附属設備 (注) 倉庫用の建物は、工場用又は作業場用の建物に該当しない。	(国庫補助金等をもって取得等した減価償却資産の取得価額) 12—4 措置法令第6条の5第2項に規定する一の生産等設備を構成する減価償却資産のうちに、法第42条第1項の規定の適用を受ける同項に規定する国庫補助金等をもって取得されたもの若しくは同条第2項各号に掲げるものがある場合又は措置法第33条の6第2項、同法第37条の3第3項若しくは同法第37条の5第2項の規定により同法第12条の規定の適用がないこととされるものがある場合において、同令第6条の5第2項に規定する取得価額の合計額が <u>2,500万円、1,000万円又は2,300万円</u>を超えるかどうかを判定するときは、令第90条各号、措置法第33条の6第1項、同法第37条の3第1項又は同法第37条の5第3項の規定にかかわらず、実際の取得価額によるものとする。 (注) 法第42条の規定の適用を受けた減価償却資産が措置法第12条第1項に規定する工業用機械等に該当する場合には、同項に規定する取得価額は、令第90条各号の規定により計算した金額によることに留意する。 (工場用又は作業場用等の建物及びその附属設備の意義) 12—8 措置法第12条第1項に規定する工場用の建物及びその附属設備並びに措置法令第6条の5第4項に規定する作業場用等の建物及びその附属設備には、次に掲げる建物及びその附属設備を含むことに取り扱う。 (1) 工場又は作業場等の構内にある守衛所、詰所、自転車置場、浴場その他これらに類するもので工場用又は作業場用等の建物としての耐用年数を適用するもの及びこれらの建物の附属設備 (2) 発電所又は変電所の用に供する建物及びこれらの建物の附属設備 (注) 倉庫用の建物は、工場用又は作業場用の建物に該当しない。

(取得価額の合計額が 2,800万円、1,000万円、2,300万円又は2,500万円を超えるかどうかの判定)

12—11 措置法令第6条の5第2項に規定する一の生産等設備でこれを構成する減価償却資産の取得価額の合計額が 2,800万円、1,000万円、2,300万円又は2,500万円を超えるかどうかの判定については、その新設又は増設に係る事業計画ごとに判定する。

(指定事業の範囲)

12—12 措置法第12条第1項の表の各号の第1欄に掲げる地区又は地域(以下この項及び12—13において「特定地域」という。)内において行う事業が同項の表の各号の第2欄に掲げる事業(以下この項及び12—13において「指定事業」という。)に該当するかどうかは、当該特定地域内にある事業所ごとに判定する。

(注)1 例えば、建設業を営む個人が当該特定地域内に建設資材を製造する事業所を有している場合には、当該個人が当該建設資材をその建設業に係る原材料等として消費しているときであっても、当該事業所における事業は指定事業に該当する。

2 指定事業かどうかの判定は、おおむね日本標準産業分類(総務省)の分類を基準として行う。

(指定事業の用に供したものとされる資産の貸与)

12—13 個人が、自己の下請業者で特定地域内において指定事業を営む者に対し、その指定事業の用に供する措置法第12条第1項に規定する工業用機械等を貸し付けている場合において、当該工業用機械等が専ら当該個人のためにする製品の加工等の用に供されるものであり、かつ、当該個人が下請業者の当該特定地域内において営む指定事業と同種の事業を営むものである場合に限り、その貸し付けている工業用機械等は当該個人の営む指定事業の用に供

(取得価額の合計額が 2,500万円、1,000万円又は2,300万円を超えるかどうかの判定)

12—11 措置法令第6条の5第2項に規定する一の生産等設備でこれを構成する減価償却資産の取得価額の合計額が 2,500万円、1,000万円又は2,300万円を超えるかどうかの判定については、その新設又は増設に係る事業計画ごとに判定する。

(指定事業の範囲)

12—12 措置法第12条第1項の表の各号の第1欄に掲げる地区又は地域(以下この項及び12—13において「工業開発地区等」という。)内において行う事業が同項の表の各号の第2欄に掲げる事業(以下この項及び12—13において「指定事業」という。)に該当するかどうかは、当該工業開発地区等内にある事業所ごとに判定する。

(注)1 例えば、建設業を営む個人が当該工業開発地区等内に建設資材を製造する事業所を有している場合には、当該個人が当該建設資材をその建設業に係る原材料等として消費しているときであっても、当該事業所における事業は指定事業に該当する。

2 指定事業かどうかの判定は、おおむね日本標準産業分類(総務省)の分類を基準として行う。

(指定事業の用に供したものとされる資産の貸与)

12—13 個人が、自己の下請業者で工業開発地区等内において指定事業を営む者に対し、その指定事業の用に供する措置法第12条第1項に規定する工業用機械等を貸し付けている場合において、当該工業用機械等が専ら当該個人のためにする製品の加工等の用に供されるものであり、かつ、当該個人が下請業者の当該工業開発地区等内において営む指定事業と同種の事業を営むものである場合に限り、その貸し付けている工業用機械等は当該個人の営む指定

改 正 後	改 正 前
したものとして取り扱う。 (注) 自己の計算において原材料等を購入し、これをあらかじめ指示した条件に従って下請加工させて完成品とするいわゆる製造問屋の事業は、同項の表の各号の第2欄に掲げる製造の事業に該当しない。 第12条の2((中小企業者の機械等の特別償却))関係 (取得価額の判定単位) 12の2－3 措置法令第6条の6第1項に規定する機械及び装置又は同条第3項及び同条第5項に規定する機械及び装置並びに器具及び備品の1台又は1基の取得価額が230万円以上、<u>500万円</u>以上又は2,700万円以上であるかどうかについては、通常1単位として取引される単位ごとに判定するのであるが、個々の機械及び装置の本体と同時に設置する自動調整装置又は原動機のような附属機器で当該本体と一体となって使用するものがある場合には、これらの附属機器を含めたところによりその判定を行うことができるものとする。 (国庫補助金等をもって取得等した減価償却資産の取得価額) 12の2－5 措置法令第6条の6第1項に規定する機械及び装置又は同条第3項及び同条第5項に規定する機械及び装置並びに器具及び備品の1台又は1基の取得価額が230万円以上、<u>500万円</u>以上又は2,700万円以上であるかどうかを判定する場合において、これらの機械及び装置並びに器具及び備品が法第42条第1項の規定の適用を受ける同項に規定する国庫補助金等をもって取得されたもの又は同条第2項各号に掲げるものであるときは、令第90条各号の規定により計算した金額に基づいてその判定を行うものとする。	事業の用に供したものと取り扱う。 (注) 自己の計算において原材料等を購入し、これをあらかじめ指示した条件に従って下請加工させて完成品とするいわゆる製造問屋の事業は、同項の表の各号の第2欄に掲げる製造の事業に該当しない。 第12条の2((中小企業者の機械等の特別償却))関係 (取得価額の判定単位) 12の2－3 措置法令第6条の6第1項に規定する機械及び装置又は同条第3項及び同条第5項に規定する医療用の機械及び装置並びに器具及び備品の1台又は1基の取得価額が230万円以上、<u>400万円</u>以上又は2,700万円以上であるかどうかについては、通常1単位として取引される単位ごとに判定するのであるが、個々の機械及び装置の本体と同時に設置する自動調整装置又は原動機のような附属機器で当該本体と一体となって使用するものがある場合には、これらの附属機器を含めたところによりその判定を行うことができるものとする。 (国庫補助金等をもって取得等した減価償却資産の取得価額) 12の2－5 措置法令第6条の6第1項に規定する機械及び装置又は同条第3項及び同条第5項に規定する医療用の機械及び装置並びに器具及び備品の1台又は1基の取得価額が230万円以上、<u>400万円</u>以上又は2,700万円以上であるかどうかを判定する場合において、これらの機械及び装置並びに器具及び備品が法第42条第1項の規定の適用を受ける同項に規定する国庫補助金等をもって取得されたもの又は同条第2項各号に掲げるものであるときは、令第90条各号の規定により計算した金額に基づいてその判定を行うものとする。

(事業の判定)

12の2-7 個人の営む事業が措置法第12条の2第1項に規定する事業又は同条第2項に規定する医療保健業に該当するかどうかは、おおむね日本標準産業分類(総務省)の分類を基準として判定する。

(注)1 措置法規則第5条の20第1項に規定する「縫製品製造業」については、日本標準産業分類の「中分類12 衣服・その他の繊維製品製造業」に分類する事業が該当する。

2 措置法規則第5条の20第2項第4号に規定する「サービス業」については、日本標準産業分類の「大分類H 情報通信業」(「中分類37 通信業」を除く。)、「小分類 693 駐車場業」、「中分類72 宿泊業」、「大分類N 医療、福祉」、「大分類O 教育、学習支援業」、「中分類79 協同組合(他に分類されないもの)」及び「大分類Q サービス業(他に分類されないもの)」(「小分類 831 旅行業」を除く。)に分類する事業が該当する。

(医療用機器の範囲)

12の2-11 措置法第12条の2第2項第1号に規定する医療用機器は、直接医療の用に供される機械及び装置並びに器具及び備品をいうものとし、減価償却資産の耐用年数等に関する省令別表第一の「器具及び備品」の「8 医療機器」に掲げる減価償却資産はこれに該当する。

(注) 病院、診療所等有する減価償却資産であっても、例えば、事務用の器具及び備品、給食用設備、クリーニング設備等のように直接医療の用に供されない減価償却資産は、ここでの医療用機器には該当しない。

(事業の判定)

12の2-7 個人の営む事業が措置法第12条の2第1項に規定する事業又は同条第2項に規定する医療保健業に該当するかどうかは、おおむね日本標準産業分類(総務省)の分類を基準として判定する。

(注)1 措置法規則第5条の20第1項に規定する「縫製品製造業」については、日本標準産業分類の「中分類15 衣服・その他の繊維製品製造業」に分類する事業が該当する。

2 措置法規則第5条の20第2項第4号に規定する「サービス業」については、日本標準産業分類の「大分類L サービス業」に分類する事業が該当する。

(医療用機器の範囲)

12の2-11 措置法第12条の2第2項第1号及び同項第3号に規定する医療用機器は、直接医療の用に供される機械及び装置並びに器具及び備品をいうものとし、減価償却資産の耐用年数等に関する省令別表第一の「器具及び備品」の「8 医療機器」に掲げる減価償却資産はこれに該当する。

(注) 病院、診療所等有する減価償却資産であっても、例えば、事務用の器具及び備品、給食用設備、クリーニング設備等のように直接医療の用に供されない減価償却資産は、ここでの医療用機器には該当しない。

改 正 後	改 正 前
第13条の4 ((漁業経営改善計画を実施する個人の漁船の割増償却))関係 (割増償却の対象となる漁船) 13の4－1 <u>漁船の割増償却の規定は、青色申告書を提出する個人が取得し、又は建造した措置法第13条の4第1項に規定する漁船が次のすべてに該当する場合に限って適用があることに留意する。</u> (1) <u>その建造の後事業の用に供されたことのないいわゆる新造船であること。</u> (2) <u>当該漁船について同法第2項に定める供用期間内に当該個人が取得し、又は建造し、かつ、供用期間内に事業の用に供したものであること。</u> 第14条 ((優良賃貸住宅等の割増償却))関係 (特定優良賃貸住宅等の各独立部分の数が10以上であるかどうかの判定の時期) 14－8 <u>措置法第14条第1項第1号に規定する特定優良賃貸住宅は、その共同住宅又は長屋に係る各独立部分の数が10以上である場合における当該各独立部分に限られるのであるが、当該各独立部分の数が10以上であるかどうかは、同項の規定の適用を受ける各年の12月31日（当該各独立部分を賃貸の用に供した日以後5年を経過する日の属する年については、その5年を経過する日）の現況によって判定するものとする。</u> この場合において、当該各独立部分の数が10に満たないこととなった年については、当該各独立部分のすべてについて同項の規定の適用がないことに留意する。 (注) 同項第2号又は同条第2項の賃貸住宅におけるその各独立部分の数の判定についても、同様に取り扱う。	(新 設) (新 設) 第14条 ((優良賃貸住宅等の割増償却))関係 (特定優良賃貸住宅等の各独立部分の数が10以上であるかどうかの判定の時期) 14－8 <u>措置法第14条第1項第1号に規定する特定優良賃貸住宅は、その共同住宅又は長屋に係る各独立部分の数が10以上である場合における当該各独立部分に限られるのであるが、当該各独立部分の数が10以上であるかどうかは、同項の規定の適用を受ける各年の12月31日（当該各独立部分を賃貸の用に供した日以後5年を経過する日の属する年については、その5年を経過する日）の現況によって判定するものとする。</u> この場合において、当該各独立部分の数が10に満たないこととなった年については、当該各独立部分のすべてについて同項の規定の適用がないことに留意する。 (注) 同項第2号又は同条第3項の賃貸住宅におけるその各独立部分の数の判定についても、同様に取り扱う。

第14条の2（(特定再開発建築物等の割増償却)）関係

（特定再開発建築物等の範囲）

14の2－1 措置法第14条の2第1項の規定の適用を受けることができる特定再開発建築物等（以下14の2－17までにおいて「特定再開発建築物等」という。）は、同項に定める期間内に新築されたもので、かつ、新築後使用されたことのないものに限られるのであるから、当該期間内に新築された家屋であっても、新築後他の用に使用されていたもの又は他から取得した中古建築物については適用がないことに留意する。

（注）法第14条の2第2項第4号に掲げる特定再開発建築物等で措置法令第7条の2第5項に規定する増改築に係る計画に係る特定建築物については、同項各号の要件を満たすその増改築に係る部分に限り、措置法第14条の2第1項の規定の適用があることに留意する。

（昇降機の設置されている建築物の範囲）

14の2－8 措置法令第7条の2第5項第2号に規定する昇降機が設置されている建築物は、不特定かつ多数の者が利用し、かつ、直接地上へ通ずる出入口がない階（専ら駐車場の用に供する階にあっては、当該駐車場に車いす使用者用駐車場が設けられている階に限る。）のそのかごが停止するエレベーターが設置されている建築物で、当該エレベーターのうち少なくとも一つのものの配置及び構造が判断事項（平成6年9月27日付建設省告示第1987号の「第二誘導的基準」の「四 昇降機」に定める事項をいう。以下この項において同じ。）の(二)に掲げる事項を満たし、かつ、他のエレベーターの構造が判断事項の(二)又は(三)に掲げる事項を満たすものを設置している建築物に限られることに留意する。

（注）例えば、地上1階部分のみが不特定かつ多数の者に利用されることがとされている建物が、高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律（平成6年法律第44号）第7条に規定する計画に

第14条の2（(特定再開発建築物等の割増償却)）関係

（特定再開発建築物等の範囲）

14の2－1 措置法第14条の2第1項の規定の適用を受けることができる特定再開発建築物等（以下14の2－16までにおいて「特定再開発建築物等」という。）は、同項に定める期間内に新築されたもので、かつ、新築後使用されたことのないものに限られるのであるから、当該期間内に新築された家屋であっても、新築後他の用に使用されていたもの又は他から取得した中古家屋については適用がないことに留意する。

（昇降機の設置されている建築物の範囲）

14の2－8 措置法令第7条の2第5項に規定する昇降機が設置されている建築物は、不特定かつ多数の者が利用し、かつ、直接地上へ通ずる出入口がない階（専ら駐車場の用に供する階にあっては、当該駐車場に車いす使用者用駐車場が設けられている階に限る。）のそのかごが停止するエレベーターが設置されている建築物で、当該エレベーターのうち少なくとも一つのものの配置及び構造が判断事項（平成6年9月27日付建設省告示第1987号の「第二誘導的基準」の「四 昇降機」に定める事項をいう。以下この項において同じ。）の(二)に掲げる事項を満たし、かつ、他のエレベーターの構造が判断事項の(二)又は(三)に掲げる事項を満たすものを設置している建築物に限られることに留意する。

（注）例えば、地上1階部分のみが不特定かつ多数の者に利用されることがとされている建物が、高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律（平成6年法律第44号）第7条に規定する認定建

改 正 後	改 正 前
係る同法第2条に規定する特定建築物に該当する場合であっても、当該建築物に係るエレベーターは措置法令第7条の2第5項に規定する昇降機に該当しないことから、当該建物については、措置法第14条の2第1項の規定の適用がないことに留意する。 (建物の一部が要件該当特定建築物である場合の取扱い) 14の2-9 一の建物が措置法第14条の2第2項第4号の規定に該当する特定建築物(以下この項において「要件該当特定建築物」という。)に該当する部分と要件該当特定建築物以外の部分から成っている場合には、当該要件該当特定建築物に該当する部分についてのみ同条第1項の規定の適用があることに留意する。 (遮音上有効な機能を有する壁の部分の長さの判定) 14の2-11 措置法令第7条の2第7項第1号に規定する沿道整備道路(以下14の2-13までにおいて「沿道整備道路」という。)に面する遮音上有効な機能を有する壁の長さを判定する場合において、同号に規定する建築物と沿道整備道路が平行に建設されていないときには、当該建築物の周囲の地面に接する外壁又はこれに代わる柱の面で囲まれた部分の水平投影の沿道整備道路に面する長さにより判定することに留意する。 (路面の中心からの高さ) 14の2-13 措置法規則第6条の2第7項に規定する沿道整備道路の路面の中心からの外壁の高さが6メートル以上であるかどうかは、措置法令第7条の2第7項に規定する沿道整備計画の内容として定められたその敷地が沿道整備道路に接する建築物に係る当該建築物の沿道整備道路に面する方向の鉛直	築物に該当する場合であっても、当該建物に係るエレベーターは措置法令第7条の2第5項に規定する昇降機に該当しないことから、当該建物については、措置法第14条の2第1項の規定の適用がないことに留意する。 (建物の一部が認定建築物である場合の取扱い) 14の2-9 一の建物が措置法第14条の2第2項第4号に規定する認定建築物(以下この項において「認定建築物」という。)に該当する部分と認定建築物以外の部分から成っている場合には、当該認定建築物に該当する部分についてのみ同条第1項の規定の適用があることに留意する。 (遮音上有効な機能を有する壁の部分の長さの判定) 14の2-11 措置法令第7条の2第6項第1号に規定する沿道整備道路(以下14の2-13までにおいて「沿道整備道路」という。)に面する遮音上有効な機能を有する壁の長さを判定する場合において、同号に規定する建築物と沿道整備道路が平行に建設されていないときには、当該建築物の周囲の地面に接する外壁又はこれに代わる柱の面で囲まれた部分の水平投影の沿道整備道路に面する長さにより判定することに留意する。 (路面の中心からの高さ) 14の2-13 措置法規則第6条の2第6項に規定する沿道整備道路の路面の中心からの外壁の高さが6メートル以上であるかどうかは、措置法令第7条の2第6項に規定する沿道整備計画の内容として定められたその敷地が沿道整備道路に接する建築物に係る当該建築物の沿道整備道路に面する方向の鉛直

投影の各部分が沿道整備道路の路面の中心から 6 メートル以上であるかどうかにより判定するものとする。

(開放された空地の意義)

14の2-14 措置法令第7条の2第7項第4号に規定する「日常一般に開放された空地」とは、例えば、公園、緑地、広場等日常一般に地域住民に開放されている土地をいう。

(床面積等の意義)

14の2-15 措置法令第7条の2第4項及び第5項第1号に規定する床面積並びに同条第7項第3号に規定する建築面積は、建築基準法施行令第2条第1項第3号に規定する床面積及び同項第2号に規定する建築面積によるものとする。

この場合において、措置法規則第6条の2第1項第1号から同項第5号までに掲げる方式による駐車装置を用いる駐車場につき、床として認識することが困難な形状の部分に係る床面積については、自動車1台につき 15m^2 とみなして建築基準法施行令第2条第1項第3号に規定する床面積を計算するものとする。

(資本的支出)

14の2-16 措置法第14条の2第1項の規定の適用を受けている特定再開発建築物等について資本的支出(増築に係るものを除く。以下同じ。)がされた場合には、当該特定再開発建築物等について同項の規定の適用がある期間内に限り、当該資本的支出に係る金額についても同項の規定の適用があるものとする。

(注) 措置法令第7条の2第6項に規定する増改築に係る計画に係る特定建築物については、その増改築に係る部分が同条第5項に定める要件を満たす必要があることに留意する。

投影の各部分が沿道整備道路の路面の中心から 6 メートル以上であるかどうかにより判定するものとする。

(開放された空地の意義)

14の2-14 措置法令第7条の2第6項第4号に規定する「日常一般に開放された空地」とは、例えば、公園、緑地、広場等日常一般に地域住民に開放されている土地をいう。

(床面積等の意義)

14の2-15 措置法令第7条の2第4項及び第5項に規定する床面積並びに同条第6項第3号に規定する建築面積は、建築基準法施行令第2条第1項第3号に規定する床面積及び同項第2号に規定する建築面積によるものとする。

この場合において、措置法規則第6条の2第1項第1号から同項第5号までに掲げる方式による駐車装置を用いる駐車場につき、床として認識することが困難な形状の部分に係る床面積については、自動車1台につき 15m^2 とみなして建築基準法施行令第2条第1項第3号に規定する床面積を計算するものとする。

(新 設)

改 正 後	改 正 前
(相続により特定再開発建築物等を承認した者に対する取扱い) <u>14の2-17</u> 特定再開発建築物等を相続(包括遺贈を含む。以下この項において同じ。)により取得した者の措置法第14条の2第1項の規定の適用については、当該相続により取得した者が、同項に規定する事業を当該相続により承継した者であり、かつ、当該相続の開始があった日の属する年分の所得税につき青色申告書を提出できる者である場合には、当該相続により取得した者が当該特定再開発建築物等を引き続き有していたものとみなし、同条第1項の規定に基づき、当該相続の日の属する年分以後の各年分の償却費の額を計算することができるものとする。 この場合において、当該相続の日の属する年分の当該相続により取得した当該特定再開発建築物等につき必要経費に算入すべき償却費の額の計算に当たっては、令第132条第1項第1号((年の途中で業務の用に供した減価償却資産の償却費の特例))の規定に準じて計算する。 また、被相続人の当該特定再開発建築物等に係る償却費の額の計算につき同条第3項の規定による償却不足額があるときは、同項の規定に準じて償却費の額を計算する。 第15条((倉庫用建物等の割増償却))関係 (貯蔵槽倉庫) 15-2 措置法令第8条第2項第1号二に規定する貯蔵槽倉庫に該当するかどうかについては、次のことに留意する。 (1) 貯蔵槽倉庫とは、倉庫業法施行規則第3条の9に規定する貯蔵槽倉庫というのであるから、容器に入れていない粉状若しくは液状又はばらの物品を保管する倉庫であっても、床式の倉庫は、これに該当しない。	(相続により特定再開発建築物等を承認した者に対する取扱い) <u>14の2-16</u> 特定再開発建築物等を相続(包括遺贈を含む。以下この項において同じ。)により取得した者の措置法第14条の2第1項の規定の適用については、当該相続により取得した者が、同項に規定する事業を当該相続により承継した者であり、かつ、当該相続の開始があった日の属する年分の所得税につき青色申告書を提出できる者である場合には、当該相続により取得した者が当該特定再開発建築物等を引き続き有していたものとみなし、同条第2項又は第3項の規定に基づき、当該相続の日の属する年分以後の各年分の償却費の額を計算することができるものとする。 この場合において、当該相続の日の属する年分の当該相続により取得した当該特定再開発建築物等につき必要経費に算入すべき償却費の額の計算に当たっては、令第132条第1項第1号((年の途中で業務の用に供した減価償却資産の償却費の特例))の規定に準じて計算する。 また、被相続人の当該特定再開発建築物等に係る償却費の額の計算につき同条第3項の規定による償却不足額があるときは、同項の規定に準じて償却費の額を計算する。 第15条((倉庫用建物等の割増償却))関係 (貯蔵槽倉庫) 15-2 措置法令第8条第2項第1号二に規定する貯蔵槽倉庫に該当するかどうかについては、次のことに留意する。 (1) 貯蔵槽倉庫とは、倉庫業法施行規則第3条第1項第6号に規定する貯蔵槽倉庫というのであるから、容器に入れていない粉状若しくは液状又はばらの物品を保管する倉庫であっても、床式の倉庫は、これに該当しない。

- (2) 貯蔵槽倉庫の容積が 4,500立方メートル以上であるかどうかは、1基の貯蔵槽倉庫（連続した周壁によって外周を囲まれたもの又は同一の荷役設備により搬入若しくは搬出を行う貯蔵槽倉庫の集合体をいう。）ごとに判定する。

第41条の17（（政治活動に関する寄附をした場合の寄附金控除の特例又は所得税額の特別控除））関係

（税額控除等の順序）

41の17—3 税額控除等は、次に掲げる順序により行うものとする。

- (1) 措置法第25条第1項の規定による肉用牛の売却による農業所得の免税
- (2) 法第92条の規定による配当控除
- (3) 措置法第10条の2の規定によるエネルギー需給構造改革推進設備を取得した場合の所得税額の特別控除
- (4) 措置法第10条の3の規定による事業基盤強化設備を取得した場合等の所得税額の特別控除
- (5) 措置法第10条の4の規定による事業化設備等を取得した場合等の所得税額の特別控除
- (6) 措置法第10条の5の規定による沖縄の特定中小企業者が経営革新設備等を取得した場合等の所得税額の特別控除
- (7) 措置法第10条の6の規定による中小企業者が機械等を取得した場合等の所得税額の特別控除
- (8) 措置法第10条の規定による試験研究費の額が増加した場合等の所得税額の特別控除
- (9) 措置法第41条の規定による住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除

- (2) 貯蔵槽倉庫の容積が 4,000立方メートル以上であるかどうかは、1基の貯蔵槽倉庫（連続した周壁によって外周を囲まれたもの又は同一の荷役設備により搬入若しくは搬出を行う貯蔵槽倉庫の集合体をいう。）ごとに判定する。

第41条の17（（政治活動に関する寄附をした場合の寄附金控除の特例又は所得税額の特別控除））関係

（税額控除等の順序）

41の17—3 税額控除等は、次に掲げる順序により行うものとする。

- (1) 措置法第25条第1項の規定による肉用牛の売却による農業所得の免税
- (2) 法第92条の規定による配当控除
- (3) 措置法第10条の6の規定による製品輸入額が増加した場合の所得税額の特別控除
- (4) 措置法第10条の2の規定によるエネルギー需給構造改革推進設備を取得した場合の所得税額の特別控除
- (5) 措置法第10条の3の規定による電子機器利用設備を取得した場合等の所得税額の特別控除
- (6) 措置法第10条の4の規定による事業基盤強化設備を取得した場合等の所得税額の特別控除
- (7) 措置法第10条の5の規定による事業化設備等を取得した場合等の所得税額の特別控除
- (8) 措置法第10条の7の規定による中小企業者が機械等を取得した場合等の所得税額の特別控除
- (9) 措置法第10条の規定による試験研究費の額が増加した場合等の所得税額の特別控除
- (10) 措置法第41条の規定による住宅の取得等をした場合の所得税額の特別控除

改 正 後	改 正 前
(10) 措置法第41条の17第2項の規定による政治活動に関する寄附をした場合の所得税額の特別控除 (11) 災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律第2条の規定による所得税の額の軽減又は免除 (12) 法第95条の規定による外国税額控除 (経過措置(1)…改正前の措置法等の適用がある場合) <u>改正法令(租税特別措置法等の一部を改正する法律(平成14年法律第15号)、租税特別措置法施行令の一部を改正する政令(平成14年政令第105号)及び租税特別措置法施行規則の一部を改正する省令(平成14年財務省令第27号))による改正前の措置法、措置法令及び措置法規則(改正法令の附則により読み替えて適用される改正前の措置法、措置法令及び措置法規則を含む。)の規定の適用を受ける場合の取扱いについては、この通達の改正前の「租税特別措置法に係る所得税の取扱いについて」の取扱いの例による。</u> (経過措置(2)…平成14年4月1日前に中小企業者が機械等を取得した場合等の特別償却) <u>措置法令第5条の8第2項に規定する機械及び装置並びに器具及び備品(以下「機械等」という。)の取得価額の合計額が160万円を超え230万円以下である場合において、個人が当該機械等の一部を平成14年4月1日前に取得等し、残余を同日以後に取得等しているときは、同日前に取得等した当該機械等の取得価額の合計額が160万円を超えるかどうかを問わず、その同日前に取得等した機械等については、改正法令による改正前の同法第5条の8の2第2項の規定を適用する。この場合において、平成14年4月1日以後に取得等した機械等については、同条の規定の適用はないことに留意する。</u>	(11) 措置法第41条の17第2項の規定による政治活動に関する寄附をした場合の所得税額の特別控除 (12) 災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律第2条の規定による所得税の額の軽減又は免除 (13) 法第95条の規定による外国税額控除 (新 設) (新 設)

（経過的取扱い(3)…平成14年4月1日前に特定設備等を取得等した場合等の特別償却）

措置法施行令第5条の9第1項に規定する機械その他の減価償却資産の取得価額の合計額が200万円を超え230万円以下である場合において、個人が当該減価償却資産の一部を平成14年4月1日前に取得等し、残余を同日以後に取得等しているときは、同日前に取得等した当該減価償却資産の取得価額の合計額が200万円を超えるかどうかを問わず、その同日前に取得等した減価償却資産については、改正法令による改正前の同法第5条の9第1項の規定を適用する。この場合において、平成14年4月1日以後に取得等した減価償却資産については、同条の規定の適用はないことに留意する。

（経過的取扱い(4)…平成14年4月1日前に特定地域における工業用機械等を取得等した場合等の特別償却）

措置法施行令第6条の5第2項に規定する一の生産等設備でこれを構成する減価償却資産の取得価額の合計額が2,500万円を超え2,800万円以下である場合において、個人が当該減価償却資産の一部を平成14年4月1日前に取得等し、残余を同日以後に取得等しているときは、同日前に取得等した当該減価償却資産の取得価額の合計額が2,500万円を超えるかどうかを問わず、その同日前に取得等した減価償却資産については、改正法令による改正前の同法第6条の5第2項の規定を適用する。この場合において、平成14年4月1日以後に取得等した減価償却資産については、同条の規定の適用はないことに留意する。

（注）措置法第12条第1項の同表の第3号及び第4号に掲げる地区又は地域において事業の用に供する減価償却資産については、平成14年4月1日以後に取得等をしたものについては取得価額の合計額が、2,500万円を超える場合に限り、措置法第12条の規定を適用する。

（新 設）

（新 設）

改 正 後	改 正 前
<u>（経過的取扱い(5)…平成14年4月1日前に中小企業者の機械等を取得等した場合等の特別償却）</u> <u>措置法施行令第6条の6第3項に規定する医療用の機械及び装置並びに器具及び備品（以下「機械等」という。）の取得価額の合計額が400万円を超え500万円以下である場合において、個人が当該機械等の一部を平成14年4月1日前に取得等し、残余を同日以後に取得等しているときは、同日前に取得等した当該機械等の取得価額の合計額が400万円を超えるかどうかを問わず、その同日前に取得等した機械等については、改正法令による改正前の同法第6条の6第3項の規定を適用する。この場合において、平成14年4月1日以後に取得等した機械等については、同条の規定の適用はないことに留意する。</u>	（新 設）